

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧			
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の名称を記載	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能（仕様書たき台）を設定した考え方・理由を記載	サンプルとして選定した自治体の機能要件を転記。 <b>他団体と差異のある要件について赤文字下線にて記載</b> 類似要件であるが、標準モデルの要件として明記していない内容について、 <b>青文字下線にて記載</b> 一文に複数要件が記載されており、他のセルの要件と組ぶ場合（当該セルの要件組づけとは対象外の内容）には、鼠色文字にて記載							サンプルとして選定したベンダの機能一覧を転記。			
1. 定時登録管理													
1.2. 選挙資格管理													
1.2.1.	住記異動情報反映	住民記録システムから取得した住民異動情報のうち住所異動について、選挙資格情報一括で反映できること。 登録者が投票区の区域外に転居した場合、登録内容の移替が自動で行えること。 転出者の表示登録が行えること。 また、住民異動情報のうち、更新に確認を要する異動（職権記載、職権修正、帰化、国籍回復等）については、対象者を抽出しうす、手動で更新を行えること。（自動更新されないこと。） 該当者の一覧を出力できること。  【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市において、区間異動した場合、登録内容の移替が自動で行えること。	住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第27条に規定された、選挙人名簿の表示および訂正等を行う。 訂正のうち、住所異動によるデータの更新については、処理件数を考慮し、自動更新とする。一方、職権記載や職権修正、帰化、国籍回復等、職員による目視による確認を要するものについては、対象データ表示後に手動更新を行うこととする。	<ヒアリング結果より> 住民異動情報を日次で連携している。定時登録においては、全住民情報を連携し、これを基に選挙人名簿登録を実施している。  民法772条に関する出生届に至らない字について、住民票の記載に基づき、選挙人名簿への登録ができること。  <ヒアリング結果より> 民法772条に関する出生届に至らない字について、法務局への照会が必要であるため、該当者は現在存在しないが、都からの通知に基づき機能要件として記載を行っている。	住民記録システムから取得した異動情報を選挙資格一括で反映できること。 ※帰化者の情報は住記側の処理結果に基づき自動反映すること。 ※バッチ処理を想定	選挙>選挙人名簿（定時登録）>有権者の資格判定 No.18 登録者情報から、有権者の資格判定ができること。また、住民異動情報が確認できること。	<ヒアリング結果より> 住民記録システムと共通のDBを参照しており、常に最新の情報を取りに行っている。	3.定時登録処理 No.7 住所や氏名に変更があった場合、住民記録の情報より自動で名簿の更新ができること。	定時登録管理>名簿照会 No.2 住居システムの住民の転入・転出・死亡等の住民異動情報は、選挙システムにシステム連携ができること。  定時登録管理>選挙資格管理 帰化 No.5 帰化して3ヶ月の判断ができること。	外部連携>住基異動データ連携>住基異動データ連携 No.1 住基上の異動データを名簿管理システムに取り込み、異動状況を管理できること。 取り込み処理におけるエラーを通知し、エラーログにより内容を確認できること。 取り込みを自動運転することができること。	選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>権限発行 No.4-20 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の権限が出力できる。 帰化対象者リスト		
1.2.2.	補正登録	名簿登録後でも、住基異動データ連携とは別に、選挙人名簿に登録される資格を有する者を一括で追加登録できること 該当者の一覧を出力できること。	公職選挙法第26条に基づき、補正登録を行う。	§1 名簿調整システム (2) 永久選挙人名簿調整機能 -名簿未登録者について、自動で名簿番号を付番し、補正登録処理ができるものとする	名簿登録後でも、選挙人名簿に登録される資格を有する者を一括で追加登録できること。該当者の一覧を出力できること。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>照会・異動 No.7 選挙資格を持っていないものを対象に、選挙資格情報の登録・修正ができること。また、更新後に異動確認票を出力できること。	<ヒアリング結果より> 選挙人名簿管理システムの情報は住記システムの情報と一体であり、運用上定時登録の補正は不要である。機能上選挙人名簿システムで実施は可能である。必要な個人情報を入力して、選挙人名簿に登録する。 世帯画面に遷移する。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。	JDOA02 名簿管理>選挙資格登録 選挙資格情報を持っていないものを対象に、選挙資格情報の登録を行います。 また、更新後に異動確認票を出力します。	選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人名簿情報登録 No.7 住基異動データ連携とは別に、選挙人名簿管理システムへ登録できること（連携に先行して帰化者を登録、或いは補正登録する必要のある者を登録する）。	選挙(通常選挙)>選挙資格異動処理>資格異動>資格登録 No.1-1 通常選挙の資格登録ができる。	
1.2.3.	訂正	選挙人名簿に登録された者で、個人情報などの誤りが判明した者について、管理（修正）できること。該当者の一覧を出力できること。	住基異動データ連携とは別に、公職選挙法第27条3項に基づき、名簿の記載内容に誤りがあった場合、訂正を行う。	§1 名簿調整システム (2) 永久選挙人名簿調整機能 - <b>名簿調整処理毎に住民記録情報と名簿情報の整合性チェックを行い、論理的にエラーがあるものについて、確認および修正を行うことが可能であるものとする</b> -前回登録者のうち性別変更者がいる場合、名簿調整確定前に個別に確認できるものとする  <ヒアリング結果より> 自治体Aでは、住民記録情報の異動情報を日次で取得しているだけでなく、名簿調整においては住民記録情報の全情報を取得し、差分チェックを行いエラーチェックを実施している。	選挙人名簿に登録された者で、その登録内容に変更があった場合は、オンラインで変更を登録できること。該当者の一覧を出力できること。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>照会・異動 No.9 住民情報の誤りが発生した場合に、オンラインより、資格の登録・抹消の操作が容易にできること。 ●同じ行政区内で複数の投票区がある場合は地番により投票区を振り分けできること。	<ヒアリング結果より> 削除→再登録ではなく、現在の登録情報を修正する機能である。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。 No.1002 <b>選挙人名簿の修正において、投票区の設定も変更できること。</b>	JDOA03 名簿管理>選挙資格修正 選挙資格情報を持っていないものを対象に、選挙資格情報の修正を行います。 また、更新後に異動確認票を出力します。 また、更新後に異動確認票を出力します。	選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人名簿情報訂正 No.8 個人情報などの誤りが判明した者について、住基側でデータ修正をできない場合、名簿管理システムで修正できること。	選挙(通常選挙)>選挙資格異動処理>資格異動>資格訂正 No.1-2 通常選挙の資格訂正ができる。	
		(住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合) 定時登録、定時抹消、住民異動情報反映において、自動更新されずエラーが発生したもので、一覧を表示できること。 また、各エラー対象者について管理（修正）ができること。	住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合、住民記録システムからの連携データと選挙人名簿管理システムのデータの突合において、データ不整合により自動更新できない場合が想定されるため、画面上でエラー内容の確認及び修正が行える必要があると判断した。	§1 名簿調整システム (2) 永久選挙人名簿調整機能 -名簿調整処理毎に住民記録情報と名簿情報の整合性チェックを行い、論理的にエラーがあるものについて、確認および修正を行うことが可能であるものとする						外部連携>住基異動データ連携>住基異動データ連携 No.1 住基上の異動データを名簿管理システムに取り込み、異動状況を管理できること。 取り込み処理におけるエラーを通知し、エラーログにより内容を確認できること。 取り込みを自動運転することができること。			
1.2.4.	抹消	選挙人名簿に登録された者のうち、誤載などの理由でその登録を抹消すべき者を管理（削除）できること。 該当者の一覧を出力できること。	住基異動データ連携とは別に、公職選挙法第28条3項に基づき、名簿記載すべきでなかった者の抹消を行う。	§1 名簿調整システム (2) 永久選挙人名簿調整機能 -新住基から住民異動情報を取得し、随時抹消処理および関係権限の出力ができるものとする	選挙人名簿に登録された者で、その登録を抹消すべき者を抹消できること。該当者の一覧を出力できること。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする  国外転出者の在外選挙人にかかる出国時申請に基づき、対象者の抹消ができること。	選挙>選挙人名簿（定時登録）>登録者の資格判定 No.16 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条件として、死亡基準日及び転出基準日を設定できること。  選挙人名簿調整>抹消者一覧 No.88 抹消者(転出者、死亡者)を一覧画面で確認できること。また、表示項目として、氏名、住民コード、生年月日、性別、住民区分、登録、表示日、表示削除日及び抹消日が確認できること。 No.89 抹消者一覧の絞り込み条件として、通常表示、死亡者表示、転出者表示又はその他表示を選択できること。また、抹消日の開始日及び終了日を選択できること。	業務機能要件書>定時登録 No.15 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条件として、死亡基準日及び転出基準日を設定できること。  選挙人名簿調整>抹消者一覧 No.88 抹消者(転出者、死亡者)を一覧画面で確認できること。また、表示項目として、氏名、住民コード、生年月日、性別、住民区分、登録、表示日、表示削除日及び抹消日が確認できること。 No.89 抹消者一覧の絞り込み条件として、通常表示、死亡者表示、転出者表示又はその他表示を選択できること。また、抹消日の開始日及び終了日を選択できること。	<ヒアリング結果より> 削除機能は搭載されているが、一覧を出力することはできない。削除のための確認票が出力される。	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。	選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人名簿情報抹消 No.9 名簿管理システムに登録された者から、誤載などの理由で管理する必要のなくなった者を抹消できること。  選挙資格管理>選挙人名簿登録>名簿抹消 No.13 公選法に基づき、適正に名簿抹消できること。  選挙資格管理>選挙人名簿抹消一覧>抹消者一覧の作成 No.22 抹消した選挙人の一覧を作成できること。	選挙(通常選挙)>選挙資格異動処理>資格異動>資格抹消 No.1-3 通常選挙の資格抹消ができる。  選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>権限発行 No.4-23 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の権限が出力できる。 抹消予定者名簿 ※国、県レベルの登録のみ作成		

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称		機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
1.2.6.	新成人に対する通知作成	新成人を抽出し、宛名ラベルの出力ができること。	新成人を対象に選挙の動員通知を送付する団体が多く存在するため、抽出及び宛名ラベルの作成が必要と判断した。	<ヒアリング結果より> 対象者に対しバーコードを送付している。	定時登録時に、17歳で次の登録月の前月の末日までに18歳になるものを管理し、一括で登録ができること。また、対象者の抽出ができること。市販の宛名ラベルに対象者の住所、氏名等が出力可能なこと。 ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>選挙資格新規登録 No.12 新成人、転入者等で選挙権が新たに発生する者を対象に、一括登録できること。本処理後に新規登録者名簿（帳票No.6）を出力すること。	業務機能要件書>定時登録 No.18 「投票区別 新規登録者数集計表(18歳)」が出力できること。	選挙事務>選挙業務>新成人者啓発業務 選挙啓発用新成人者リスト作成処理の実行 No.8 新成人者向啓発封書を送付するため、処理月に満20歳となる新成人者を対象とし道管用成人者名簿と送付フックを作成する。 また、送付フック出力内容に「外字・桁あふれが存在する場合は、外字リストを作成する。」	3.定時登録処理 No.2 選挙権年齢到達 転入3か月要件を満たす者を対象に新規に名簿登録ができること。 4.定時登録（帳票） No.10 年齢要件到達による新規登録者を対象に、お誕生日がきき出力できること。 <ヒアリング結果より> 転出後1ヶ月以内の再転入者で3ヶ月経過後の表示については新規登録ではなく表示の取消ができること。	<ヒアリング結果より> 一覧出力、ラベル印刷が可能。滑川町においては、18歳予定者には、啓発文書を出している。	JBBA01 名簿管理>選挙資格新規登録 新成人、転入者等で選挙権が新たに発生する者を対象に、一括登録を行います。	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-13 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 1.7才者名簿 ※定時登録のみ 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-16 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 1.7才者宛名シール ※定時登録のみ作成 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-12 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 <b>基準年齢未到達者名簿</b>	
1.2.7.	再転入者管理	住民番号が同一の再転入者について、表示登録者に該当する場合、表示の削除ができること。	住民記録システムの標準仕様により、住民記録システム側で再転入になりうる対象者について確認を行う機能を有し、同一番号が付番されることから、「住民番号は異なるが氏名・生年月日・性別から同一人物と考えられる者」を抽出する機能は不要と判断した。これにより、住民記録システム側で再転入者と判断された者が、4ヶ月抹消の至らない者について、表示の削除を行う仕様とした。	§1 名簿調整システム (2) 永久選挙人名簿調整機能 ・再転入者の二重登録を防止するため、同姓同名で同一の生年月日の者がいる場合、名簿調整確定前に確認用の一覧が作成され、登録の可否を確認できるものとする ・再転入による者について、表示の削除が可能であるものとする	再転入者候補者を抽出（氏名、生年月日等による突合を行い）し、管理できること。 再転入し、表示登録対象者に該当するものを抽出し、管理できること。 ※再転入届出後、3ヶ月未満の者は4ヶ月経過抹消までは転出の表示のまま資格ありとする ※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	選挙>選挙人名簿（定時登録）>登録者の資格判定 No.16 同一リストは投票区ごとに改ページせず、出力枚数を少なくすること。 ●各人の投票区が表示されていることが必須 <ヒアリング結果より> 標準機能として、再転入者一覧の出力機能を搭載している。	<ヒアリング結果より> 1.2.2.と同様の内容	選挙事務>選挙業務>二重登録者チェック業務 二重登録者チェックリスト作成処理の実行 No.2 次回登録処理（定時登録、選挙時登録）にて二重登録者の選挙表示を修正する強制付番データを作成するため、転出予定日から1ヶ月以内に再転入した者（二重登録者）となる対象者を抽出し、チェックリストを作成する。 また、 <b>次回登録処理の対象者についての事前チェックとして、選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。</b> <ヒアリング結果より> エラーリストの作成にあたっては、空白があるもの、男女の記載があるものについて、条件を整理して抽出・エラーリストを作成している。 ■抽出条件 ア 生年月日…存在しない年月日のものを含む。 イ 区コード…コードが定められたもの以外のもの ウ 投票区コード エ 区コードと投票区コード頭2桁が一致しないもの オ 存在しない投票区のもの カ 投票区コードのエラー（数字以外）のもの キ 氏名 … 氏名（漢字・カナ）が空白のもの ク 性別 … 男・女以外または空白のもの ケ 続柄（世帯主との関連のみ） コ 漢字の氏名と世帯主氏名が一致しているのに続柄が本人以外のもの ク 漢字の氏名と世帯主氏名が一致していないのに続柄が本人のもの ケ 選挙表示が有るか以下(ア)または(イ)の条件の者 コ 生年月日が満18歳未満 ク 最初の届出日が投票日前3か月未満 ■その後の業務の流れ エラーリストに出力された登録者は、既登録者なのか、選挙時登録該当者なのか等を判断し、該当する帳票（縦覧用書面、抄本、抹消者リスト、抹消予定者抄本、投票所案内はがき等）に記載のうえ、集計表に加算する。	3.定時登録処理 No.5 転出後1ヶ月以内の再転入者で3ヶ月経過後の表示については新規登録ではなく表示の取消ができること。 <ヒアリング結果より> 転出4ヶ月抹消より転入3か月登録の要件を先に満たすため、要件を絞っている。	<ヒアリング結果より> コードを元のものを変えるか、新しく振るかで、対応方法は変わる。同じものであれば、自動的な処理を行う。別のコードの場合は、システム上は別人物となるため、自動的な処理はしないが、別途手動でチェックして補正するような運用となる。 滑川町においては、基本的には実施していないが、統計上合わせは確認している。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿の表示の削除 No.15 公選法に基づき、適正に表示の削除ができること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>同一人物該当候補者の把握 No.20 名簿登録処理前に住民番号が異なる同一人物と思われる者を把握することが可能であること。	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-26 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 同一人確認リスト 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-9 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 表示削除予定者名簿 ※国・県・市レベルの登録のみ作成 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳票発行 No.4-10 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応じて以下の帳票が出力できる。 表示削除者名簿	
	在外移転登録	他システムとの連携を不要とするため、在外選挙人登録を行った選挙人について、移転したことを管理（登録）できること。	1.1.2.の定時抹消において在外移転登録者の抹消を行うため、在外登録をおこなった者の随時登録を行える機能を追加する必要と判断した。										

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧					
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社			
3. 投票管理															
3.1. 当日用名簿抄本作成															
3.1.1.	当日用名簿抄本作成 (選挙人名簿抄本(選挙時-投票日前々日締分))	選挙人情報を対象に、選挙期間中の住居異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本及びデータ(選挙人名簿抄本(選挙時-投票日前日締分))を投票所毎に作成が行えること。 出力は、任意のタイミング(投票日・日前～前日)で行えること。 選挙別に抄本を管理でき、複数同時選挙が発生した場合にも、対応可能なこと。 名簿抄本の、改ページ条件、ソート条件、表示者、抹消者、失権者、復権者の表記については、2.5.1の設定と同様とすること。  【標準オプション想定(指定都市)】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に作成できること。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。当日用抄本は選挙3日前に出力している。	選挙人情報を対象に、選挙期間中の住居異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本及びデータ(選挙人名簿抄本(選挙時-投票日前日締分))を投票所毎に作成が行えること(各2部)。 選挙別に抄本を管理でき、複数同時選挙が発生した場合にも、対応可能なこと。 データについては、当市投票管理システムに対応のこと。  <ヒアリング結果より> 投票日の前日の投票終了後に出力	<ヒアリング結果より> 投票日の3日以前の投票終了後に出力	選挙時登録>当日用名簿抄本作成 No.55 定時登録後又は前回選挙時登録後に発生した異動者情報(転入・年齢到達)を選挙人名簿に登録できること。 No.56 定時登録後又は前回選挙時登録後に発生した異動者情報(転出者・死亡者)を選挙人名簿から抹消できること。 No.60 「永久選挙人名簿」が出力できること。また、出力条件として内部用、閲覧用を選択することができ、交付制限者、失権者の表示、非表示を選択できること。 「永久選挙人名簿」は縦版、横版の選択ができること。  <ヒアリング結果より> 投票日の2日前の投票終了後に出力	<ヒアリング結果より> 投票日の2日前の投票終了後、投票日の前日の投票終了後どちらも出力	7.選挙前日(帳票) No.1 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本を出力できること。期日前投票や不在者投票の結果等を印刷し、当日投票の可否が容易に判別できること。 No.4 抹消された者を対象に、抹消者名簿を出力できること。  <ヒアリング結果より> 投票日の2日前の投票終了後に出力	選挙時登録管理>当日用選挙人名簿抄本作成 No.17 選挙人データを対象に、選挙期間中の異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本の出力ができること。  選挙時登録管理>当日用選挙人名簿抄本作成 No.1007 選挙人データを対象に、選挙期間中の異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本の出力ができること。なお、本仕様に関しては、期日前投票：当日投票システムにおいて実現することも可とする。投票日前日の期日前投票終了以降に出力する必要があることから、迅速に出力するための機能を有すること。(共同化参加町村が一斉に印刷を開始する場合にも支障がないこと) No.1009 選挙人でデータを対象に、 <b>転出、死亡等、該当者に対し、期間設定すると納付等の処理ができる機能を有すること。</b>  <ヒアリング結果より> 投票日の前日の投票終了後に出力	JDBA18 名簿管理>当日用選挙人名簿抄本出力 選挙人データを対象に、当日用選挙人名簿抄本の出力を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>選挙人名簿抄本の作成 No.23 選挙人名簿抄本を作成できること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>表示者内容 No.24 <a href="#">表示者である旨、確認できること。</a>  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>抹消者内容 No.25 <a href="#">抹消者について、抹消線を引くことができること。</a>  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>投票状況 No.26 期日前・不在者投票管理システムから連携することで、選挙期間中の期日前・不在者投票状況を記載できること。  選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>異動状況 No.27 取り込み済みの住基異動情報から、選挙期間中の住基異動状況を記載できる。				
	索引簿作成	50首順の索引簿、投票区別50首順の索引簿が作成できること。  【標準オプション想定(指定都市)】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に作成できること。	<ヒアリング結果より> 索引簿作成なし。			選挙時登録>当日用名簿抄本作成 No.61 「投票区別索引簿」が出力できること。 No.62 「50首順索引簿」が出力できること。		6.選挙時登録(帳票) No.30 選挙人名簿索引簿が出力できること。					選挙(通常選挙)>登録処理>帳票発行処理 >選挙人名簿索引簿作成 No.4-29 各登録時点の50首順選挙人名簿索引簿を出力できる。 No.4-30 各登録時点の投票区別50首順選挙人名簿索引簿を出力できる。		
	抹消者一覧出力	(当日用名簿抄本の印刷日が団体により異なるため)選挙時-投票日前日までの抹消者のうち、期間指定し抹消者一覧を出力できること。 また、登録者数集計及び選挙時登録時点からの異動者数集計を出力できること。  【標準オプション想定(指定都市)】 指定都市においては、行政区毎に出力できること。				選挙時登録>当日用名簿抄本作成 No.57 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条件として、死亡基準日及び転出基準日を設定できること。 No.58 「登録者数調べ」が出力できること。 No.59 「登録者数調べ異動者明細」が出力できること。									

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧					
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社			
5. 住民投票・国民投票															
5.3. 国民投票名簿抄本作成															
5.3.1.	国民投票登録基準日投票人名簿抄本	<p>国民投票登録基準日投票人名簿抄本を作成し、一括して出力できること。</p> <p>【標準オプション想定（指定都市）】指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。</p>	<p>日本国憲法の改正手続に関する法律第二十條に基づき、名簿抄本を作成する。帳票様式については、標準化を行う方針であるが、ソート条件については、利用団体毎に差異があるため、任意の設定ができる方針とする。</p>	<p>§1 名簿調製システム （2.2）国民投票投票人名簿調製関連 ・縦覧名簿、名簿抄本、必要帳票類が出力できるものとする ・投票人名簿調製は、永久選挙人名簿調製と独立しており、相互に影響を与えない設計となっているものとする ・国民投票の投票日が一般の選挙の選挙期日と同日となった場合も、対応可能な設計となっているものとする</p>	<p>国民投票登録基準日投票人名簿抄本を作成し、一括して出力できること。</p> <p>名簿抄本は、投票区別・町丁名・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt; 本機能は搭載されている。</p>	<p>国民投票&gt;資格管理 No.119 「投票人名簿」が出力できること。また、交付制限者の表示又は非表示を選択できること。</p>	<p>選挙事務&gt;国民投票時業務&gt;国民投票時業務 国民投票時登録処理の実行 No.72 投票人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 今回該当者となるものを抽出し、1号資格登録者縦覧用画面・集計表を作成する。 ③ 国民投票の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ④ C入力票を用いて投票人名簿を更新した結果を元に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑤ 国民投票関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑥ 投票人名簿（チェック用）・集計表を作成する。 ⑦ 投票所案内はがき（チェック用）を作成する。 ⑧ 国民投票時に住居情報が参照できなかった場合のリスクを考慮し、名簿調（チェック用）を作成する。 ⑨ 有権者数及び投票所案内はがき枚数などを集計し、国民投票（1号登録）件数表を作成する。</p> <p>国民投票時抄本作成処理の実行 No.73 国民投票時登録処理にて作成された投票人名簿情報より、投票人名簿抄本名寄簿、1号資格登録者縦覧用画面及び投票所案内はがきを作成する。</p>	<p>18.国民投票 No.9 投票人を対象に、投票人名簿抄本を出力できること。当日投票向けには、期日前・不在者投票の結果等を印字し、当日投票の可否が容易に判別できること。</p>	<p>国民投票&gt;投票人資格管理 No.36 国民投票への名簿を管理して、各国民投票に、抄本名簿状態も必要に応じて確認できること。</p> <p>国民投票&gt;投票人名簿抄本作成 No.38 投票人名簿抄本の出力ができること。</p>	<p>JDBK06 国民投票&gt;国民投票人名簿作成 国民投票人名簿を作成します。</p> <p>JDBK07 国民投票&gt;国民投票人名簿出力 国民投票人名簿を出力します。</p>	<p>国民投票の名簿登録&gt;投票人名簿抄本&gt;投票人名簿抄本の作成 No.109 投票人名簿抄本を作成できること。</p>	<p>選挙（国民投票）&gt;国民投票&gt;国民・登録処理&gt;国民・投票時登録 No.7-5 国民投票登録ができる。 登録時に以下の各種帳票の出力ができる。 ・抹消者名簿・抹消者名簿 ・登録者名簿・登録者名簿（縦覧用） ・投票人名簿登録者数リスト ・有権者数リスト ・1号資格登録者通知 ・1号資格登録者通知一覧表 ・表示者名簿 ・市区町村送付用宛名シール（二重登録者通知）</p> <p>選挙（国民投票）&gt;国民投票&gt;国民・登録処理&gt;国民・名簿並び替え No.7-15 登録処理後、抄本の並び替えができる。</p> <p>選挙（国民投票）&gt;国民投票&gt;国民・帳票発行処理&gt;国民・関連帳票再発行 No.7-30 登録時に出力した帳票の再発行ができる。</p>		
5.3.2.	国民投票異動締切日投票人名簿抄本	<p>【標準オプション想定（指定都市）】指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。</p>	<p>住民記録情報のデータについて、日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二條第1項2号による投票人名簿登録のため、特定期間の異動情報を反映することが必要と判断した。</p>	<p>§1 名簿調製システム （2.2）国民投票投票人名簿調製関連 ・新住居との連携により、2号資格候補者を日別もしくは指定期間抽出できるものとする</p>	<p>特定期間の異動データを反映させ国民投票人名簿抄本（2号）を作成し、一括して出力できること。</p> <p>名簿抄本は、投票区別・町丁名・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt; 本機能は搭載されている。</p>	<p>18.国民投票 No.7 特定期間に転入した者を対象に、一括処理で2号資格登録ができること。</p>	<p>国民投票&gt;投票人名簿2号登録 No.34 登録基準日の翌日から14日以内に住民基本台帳に登録された2号資格者を抽出し、投票人名簿へ登録ができること。</p>	<p>JDBK02 国民投票&gt;国民投票2号候補者登録 特定期間中、2号候補者を国民投票資格に候補者登録します。</p>	<p>国民投票の名簿登録&gt;投票人名簿登録&gt;投票人名簿（2号）資格候補者抽出 No.100 住民基本台帳情報に基づき、登録基準日の翌日から14日以内に住民基本台帳に登録された投票人名簿（2号）資格候補者について、取り込み済みの住居異動から日々自動で抽出し、画面上から対象者を確認できること。</p>	<p>選挙（国民投票）&gt;国民投票&gt;国民・帳票発行処理&gt;国民・投票人名簿抄本発行 No.7-31 登録時に作成した名簿情報より名簿抄本を出力できる。</p> <p>選挙（国民投票）&gt;国民投票&gt;国民・引継ぎデータ作成&gt;国民・投票受付用データ作成 No.7-35 本システムへの連携データ作成ができる。</p> <p>選挙（国民投票）&gt;国民投票&gt;国民・管理情報更新&gt;国民・抄本・帳票出力管理 No.7-36 名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容設定用ができる。</p> <p>選挙（国民投票）&gt;国民投票&gt;国民・管理帳票作成&gt;国民・印字情報確認リスト作成 No.7-38 名簿抄本・投票所入場券の出力内容を確認する帳票を出力できる。</p>				
5.3.4.	国民投票当日投票人名簿抄本作成	<p>【標準オプション想定（指定都市）】指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。</p>	<p>当日投票所にて投票人の確認を行うため、投票所において用いる当日用選挙人名簿抄本及びデータを作成する。</p>	<p>§1 名簿調製システム （2.2）国民投票投票人名簿調製関連 ・縦覧名簿、名簿抄本、必要帳票類が出力できるものとする ・投票人名簿調製は、永久選挙人名簿調製と独立しており、相互に影響を与えない設計となっているものとする ・国民投票の投票日が一般の選挙の選挙期日と同日となった場合も、対応可能な設計となっているものとする</p>	<p>選挙期間中の住民異動及び期日前・不在者投票情報を記載した国民投票当日用投票人名簿抄本が一括して出力できること。名簿抄本は、投票区別・町丁名・世帯主氏名の五十音の順にソートされていること。</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt; 本機能は搭載されている。</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt; 本機能は搭載されている。</p>	<p>18.国民投票 No.9 投票人を対象に、投票人名簿抄本を出力できること。当日投票向けには、期日前・不在者投票の結果等を印字し、当日投票の可否が容易に判別できること。</p>	<p>国民投票&gt;当日用投票人名簿抄本作成 No.40 投票人データを対象に、投票日までの異動及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用投票人名簿抄本の出力ができること。</p>	<p>JDBK08 国民投票&gt;当日用国民投票人名簿出力 当日用国民投票人名簿を出力します。</p>					

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称		機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
5.3.5.	住民異動者一覧等作成	異動締切日翌日から投票日前日までの住民異動データの作成及びリストの出力が毎日及び一括して行えること。  【標準オプション想定（指定都市）】指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別出力ができること。	住民記録情報のデータについて、国民投票期間中に発生した異動情報を反映することが必要と判断した。 また、その確認のためリストの出力を行う。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	異動締切日翌日から投票日前日までの住民異動データの作成及びリストの出力が毎日及び一括して行えること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	国民投票>資格管理 No.115 「転出者一覧」が出力できること。また、対象となる転出日付を選択できること。 No.116 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条件として、死亡基準日及び転出基準日を設定できること。	選挙事務>国民投票時業務>国民投票時業務 投票人名簿異動情報作成処理の実行 No.75 住記システムの異動情報から投票人名簿管理システムへ連携する異動データを作成し転送する。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。日次での差分更新機能となる。		JDBK17 国民投票>国民投票異動者一覧出力 国民投票人名簿作成後、国民投票の資格登録が行われている対象者の異動情報を出力します。		選挙（国民投票）>国民投票>国民・帳票発行処理>国民・異動集積抽出リスト作成 No.7-34 異動情報より異動事由指定での異動集積抽出リストを出力できる。
5.3.6.	各種通知の出力	総務省の要件定義に基づき、他市区町村宛の通知（照会・回答）の作成ができること。 ・（1号）資格者登録通知 ・（2号）前住所地 照会・回答通知 また、対象者のリストを一括で出力するとともに、照会の発送有無、回答受領有無、2号登録者の照会回答結果などの管理（登録・修正・削除）ができること。	登録基準日現在における転入届出者について、前住所地あてに登録についての通知文書を作成できるものとする。 同様に、2号資格候補者について前住所地市区町村あてに照会文書を作成できるものとする。 また、2号資格候補者について、本籍地宛照会文書を作成できるものとする。 各文書の送付・受領状況の管理機能を定義する。	§1 名簿調製システム (2.2) 国民投票投票人名簿調製関連 ・登録基準日現在における転入届出者について、前住所地あてに登録についての通知文書を作成できるものとする。 ・2号資格候補者について前住所地市区町村あてに照会文書を作成できるものとする。 ・2号資格候補者の登録の有無の照会に対する回答文書を元システム入力する際に市区町村ごとに一覧画面で入力できるものとする ・他市区町村からの照会について市区町村毎に一覧で確認できるものとする	総務省の要件定義に基づき、他市区町村宛の通知（照会・回答）の作成ができること。また、対象者のリストを一括で出力するとともに、照会・回答の有無、回答等の発送などの管理ができること。 ※2号登録者	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	国民投票>資格管理 No.110 「転出元登録通知書」が出力できること。 No.111 「転出元確認者一覧表」が出力できること。 No.112 「転入者投票人名簿へ2号登録者として登録できること」。 No.113 「転出元確認通知書」が出力できること。（返信用の回答書も含む） No.114 「本籍地確認通知書」が出力できること。（返信用の回答書も含む） No.117 「転出元抹消通知書」が出力できること。 No.118 「本籍地確認通知書（国内）」が出力できること。	18.国民投票 No.4 登録基準日に転入した住民を対象に、転入前市区町村宛に1号登録通知を出力できること。 No.5 特定期間に転入した者を対象に、転入前市区町村宛に照会・回答書出力できること。 No.6 特定期間に転入した者を対象に、本籍地宛に在外選挙人名簿の照会・回答書出力できること。	<ヒアリング結果より> 他市区町村宛通知（照会・回答）の印刷機能および回答結果を個人単位で入力する機能あり。照会の発送・回答受領有無を管理する機能はない。	JDBK04 国民投票>国民投票登録照会通知書出力 基準日当日に転入した1号登録者に登録通知書、2号者の候補に照会通知書出力します。宛先は、転入前住所地市区町村、本籍地市区町村です。  JDBK05 国民投票>国民投票抹消通知書出力 2号者の候補が抹消となったときに、転入前住所地市区町村に抹消通知書出力します。	国民投票の名簿登録>投票人名簿登録>投票人名簿（1号）資格者登録通知 No.99 投票人名簿（1号）資格者の転入元市区町村へ、投票人名簿登録の通知を出力できること。  国民投票の名簿登録>投票人名簿登録>投票人名簿（2号）資格候補者 前住所地 照会・回答通知 No.101 抽出された投票人名簿（2号）資格候補者について、転入元市区町村へ投票人名簿（2号）の被登録資格に係る住民基本台帳の登録有無を照会通知及び回答通知を出力できること。  国民投票の名簿登録>投票人名簿登録>投票人名簿（2号）資格候補者 前住所地 照会・回答通知 回答結果管理 No.102 「転入元市区町村から回答された、投票人名簿（2号）の被登録資格に係る住民基本台帳の登録有無について管理できること」。  国民投票の名簿登録>投票人名簿登録>投票人名簿（2号）資格候補者 （転入元市区町村未登録者） 本籍地 照会・回答通知 No.103 「転入元市区町村からの回答の結果、住民基本台帳の登録無しとして管理された者について画面」への自動で抽出され、本籍地へ投票人名簿（2号）の被登録資格に係る住民基本台帳の登録有無を照会通知及び回答通知を出力できること。  国民投票の名簿登録>投票人名簿登録>投票人名簿（2号）資格候補者 （国外転入者） 本籍地 照会・回答通知 No.104 住民基本台帳情報に基づき、登録基準日の翌日から14日以内に、国外転入により住民基本台帳に記録された投票人名簿（2号）資格候補者について、取り込み済みの住民異動から日々自動で抽出し、画面上から確認できること。また、本籍地へ投票人名簿（2号）の被登録資格に係る住民基本台帳の登録有無を照会通知及び回答通知を出力できること。  国民投票の名簿登録>投票人名簿登録>投票人名簿（2号）資格者 本籍地 照会・回答通知 回答結果管理 No.105 「本籍地から回答された、投票人名簿（2号）の被登録資格に係る住民基本台帳の登録有無について管理できること」。  国民投票の名簿登録>投票人名簿登録>投票人名簿（2号）資格者登録 No.106 本籍地での登録無しとして管理された者について、画面上で自動で抽出され、投票人名簿へ登録することができること。  国民投票の名簿登録>投票人名簿登録>死亡等の通知 No.107 投票人名簿未登録者のうち、基準日以降に死亡、国籍喪失、失権となる者を自動で抽出し、転入元の市区町村に対し、投票権を有しなくなるべき事由が発生した旨の通知が出力できること。	選挙（国民投票）>国民投票>国民・登録処理>国民・投票時登録 No.7-5 国民投票登録ができる。 登録時に以下の各種帳票の出力ができる。 抹消者名簿・抹消告示者名簿 登録者名簿・登録者名簿（被雇用） 投票人名簿登録者リスト 有権者数リスト 1号資格登録通知 1号資格登録通知一覧表 表示者名簿 市区町村送付用宛名シール（二重登録通知）  選挙（国民投票）>国民投票>国民・随時帳票発行処理>国民・随時帳票発行 No.7-16 出力対象期間を指定して、以下の各種帳票の出力を行なえる。 抹消者名簿 抹消告示者名簿 登録者名簿 訂正者名簿 表示者名簿 2号資格調査票（照会・回答） 2号資格候補者一覧表 資格抹消通知書 国内転入在外調査（照会・回答） 国外転入在外調査（照会・回答） 市区町村送付用宛名シール（2号資格調査票）  選挙（国民投票）>国民投票>国民・帳票発行処理>国民・関連帳票再発行 No.7-30 登録時に出力した帳票の再発行ができる。	

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧			
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
5.3.7. 投票所入場券出力	投票人を対象に、投票所入場券及びデータの作成が行えること。 様式は、個人票形式、世帯票形式を選択できること。 世帯票については●名まで打ち出せること。 サイズは、ハガキ、封書サイズを選択できること。 投票所入場券記載項目は任意の設定ができること。 名簿番号のバーコード、郵便番号のカスタムバーコード出力ができること。投票所の案内図等併せて出力できること。 再交付が行えるようオンライン出力ができること。 投票所入場券及びデータは、市内、市外、別送者等、任意の分類別に出力できること。	投票所入場券のレイアウト標準化を行う予定であるが、団体ごとの投票所入場券の形式（個人/世帯）サイズについて、団体により異なるため任意の設定が可能な要件とした。 また、印刷の外部委託等データの一括出力が基本であるが、業務上、修正や再作成も発生するため、再発行も必要と判断した。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	投票人を対象に、入場券及びデータの作成が行えること。入場券及びデータは、市内、市外で別出力できること。入場券の宛名部分に、投票区番号、頁数、行数を印字できること。カスタムバーコード出力に対応し、投票所の案内図等併せて印刷できること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	国民投票>入場券作成・発送 No.120 「入場券」を出力できること。また、種類としては個人用/ハガキ又は世帯用封筒版を選択できること。 No.121 入場券にはバーコードが印刷できること。また、バーコードには投票区、索引番号(頁、番号)及び投票日を設定できること。	選挙事務>国民投票時業務>国民投票時業務 国民投票時登録処理の実行 No.72 投票人名簿情報取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 今回該当者となるものを抽出し、1号資格登録者情報用画面・集計表を作成する。 ③ 国民投票の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ④ C/A方票を用いて投票人名簿を更新した結果を形に欠格者リスト・集計表を作成する。 ⑤ 国民投票関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ⑥ 投票人抄本（チェック用）・集計表を作成する。 ⑦ 投票所案内はがき（チェック用）を作成する。 ⑧ 国民投票時に住記情報が参照できなくなった場合のリスクを考慮し、名簿簿（チェック用）を作成する。 ⑨ 有権者数及び投票所案内はがき枚数などを集計し、国民投票（1号登録）件数表を作成する。  国民投票時抄本作成処理の実行 No.73 国民投票時登録処理にて作成された投票人名	18.国民投票 No.10 入場整理券を出力できること。様式は、個人票形式と世帯連記形式を選択できること。また、カスタムバーコードや投票受付用のバーコードを出力できること。	国民投票>国民投票入場券作成 No.39 投票人を対象に、国民投票入場券の出力ができること。	JOBK09 国民投票>国民投票入場整理券作成 国民投票入場整理券を作成します。  JOBK10 国民投票>国民投票入場整理券出力 国民投票入場整理券を出力します。	国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>入場券ファイルの出力 No.110 外部の委託業者による印刷のために、CSVファイルを出しし提供できること。※印刷内容、レイアウトについては印刷業者へ指示。  国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>入場券の印刷 (庁内プリンター印刷の場合) No.111 入場券を住民、転出者ごとに分けて印刷することができること。また個人形式、世帯形式のいずれにも対応できること。  国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>バーコード印刷 (庁内プリンター印刷の場合) No.112 名簿番号/バーコード、及び郵便バーコードの印刷ができること。  国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>投票所地図印刷 (庁内プリンター印刷の場合) No.113 投票所地図データを取り込み、投票所入場券に印刷することができること。  国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>宛名印刷項目 (庁内プリンター印刷の場合) No.114 郵便番号、住所、氏名、名簿番号/バーコード、郵便バーコード、入場券連番（転出者除）、任意文字列を印刷できること。また各項目の印刷の有無を選択できること。任意文字列については職員が編集できること。  国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>入場券印刷項目 (庁内プリンター印刷の場合) No.115 名簿番号、投票区番号、投票所名、投票所地図、任意文字列を印刷できること。また各項目の印刷の有無を選択できること。任意文字列については職員が編集できること。	選挙（国民投票）>国民投票>国民・随時権 票発行処理>国民・宛名シール作成 No.7-29 指定した条件に該当する方の宛名シールが出力できる。  選挙（国民投票）>国民投票>国民・帳票発行処理>国民・投票所入場券発行 No.7-32 登録時に作成した名簿情報より入場券を一括出力できる。  選挙（国民投票）>国民投票>国民・帳票発行処理>国民・投票所入場券再発行 No.7-33 登録時に作成した名簿情報より入場券を個別出力できる。  選挙（国民投票）>国民投票>国民・管理情報更新>国民・投票所入場券情報管理 No.7-37 投票所入場券の種類、印字内容設定ができる。	
	投票所入場券追加作成	投票所入場券発送以降に修正登録や抹消取消等により、選挙人名簿登録された者に対して、追加で投票所入場券または転出者案内を作成しオンラインで出力できること。	発生頻度は低いと考えるが、業務上、搭載することで利便性が向上すると判断した。									国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>修正登録者への入場券発行 (庁内プリンター印刷の場合) No.117 入場券発送以降に修正登録により投票人名簿に登録された者に対して、入場券を出力することができること。	
	引き抜きデータ一覧作成	投票所入場券のデータ出力後に、抜き取りが必要となった者の一覧を出力できること。  【標準オプション想定（指定都市）】 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。	投票所入場券データ作成時点から発送までの住民異動による封入・封緘後の投票所入場券の引き抜き業務の効率化に資するものとして必須と判断した。										国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>入場券引き抜き対象者の出力 No.118 入場券出力後、引き抜き対象者を出力できること。
不慮管理	宛先不明等で投票所入場券が返戻された者を管理（登録）できること。 バーコードを読み込むことで対象者を検索できること。	不慮となり返戻された投票所入場券については、市民課等において不慮住の実態調査の情報として利用するケースもあるため、管理を行う方針とする。										国民投票の名簿登録>投票所入場整理券>入場券不慮管理 No.119 宛先不明で入場券返戻された者について管理できること。	

【対比表】標準仕様書（機能） 選挙人名簿管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	選定自治体 機能要件							ヘンダ 機能一覧			
			自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
7. その他													
7.2. 他システム連携													
7.2.1.	住記異動情報連携	住記異動システムと連携し、住記異動情報及び支援措置法対象者情報を反映すること。 (住記異動システムと選挙人名簿システムが別システムに構築されている場合を除き) 連携タイミングについては、定時登録時、選挙時登録時、選挙期間中の他に、任意のタイミングを設定できること。	選挙人名簿作成のため、住記異動システムとの連携機能を定義する。 連携タイミングについては、各団体に異なるため、ベースとなる連携タイミングの他に任意のタイミングを追加できることとした。	§1 名簿調製システム (14) 住記異動システム間連携 -新住基の使用する文字コード(外字含む)に対応できることとする -新住基から、指定期間内の異動情報データを連携またはファイル連携により取り込み、その内容が自動更新され、必要に応じて更新した内容が出力できるものとする(出力する異動事由は任意に選択できること) -異動の更新は、任意のタイミングのバッチ処理のほか、スケジュールによる更新機能も備え、日時/定型業務は自動化できるものとする -任意のタイミングで、システム内部において最新の名簿登録情報と住基情報の比較確認ができ、合致しない場合は、正しい状態に強制修正できるものとする -新住基側で新たな外字登録があった場合も速やかに対応できるものとする	住記異動システムと連携し、住記異動情報及び支援措置法対象者情報を反映すること。	<ヒアリング結果より> ① 住記異動 / 住記異動情報 / 定時登録・選挙時登録時 / 手動 ② 住記異動 / 住記異動情報 / 日次 (選挙期間中) / 自動 ③ 住記異動 / DV情報 / 日次 / 自動	<ヒアリング結果より> オールインワンシステムであり、住記システムと一体のため、連携は実施していない。DV・外字情報も含めて住記システムで一括で管理している。	<ヒアリング結果より> 住記異動→選挙人事務 / 住記異動情報 / 月次 / 手動	16. 連携 No.1 住記異動システムの異動と連動して選挙人名簿への登録・抹消・表示・移替処理ができること。 No.2 住記異動システムと連携し、住所に基づいて投票区を自動判定できること。 No.3 DV・ストーカー支援対象者の管理は、住記異動システムで一元管理し、データ連携ができること。	定時登録管理>名簿照会 No.2 住記システムの住民の転入・転出・死亡等の住記異動情報は、選挙システムにシステム連携ができること。 No.4 住記システムから名簿管理システムに受け渡した住記データが、住記システム上のデータと相違がないかをマッチングできること。 No.5 住記システムから名簿管理システムに受け渡した住記データが、住記システム上のデータと相違がないかをマッチングできること。 No.6 マッチング項目は以下の2通りで実施できること。 -住民番号のみ -住民番号、氏名、性別、生年月日、住所、方書、世帯番号、続柄、異動事由、異動日	外部連携>住記異動データ連携>住記異動データ連携 No.1 住記上の異動データを名簿管理システムに取り込み、異動状況を管理できること。 取り込み処理におけるエラーを通知し、エラーログにより内容を確認できること。 取り込みを自動連携することができること。 外部連携>住記異動データ連携>異動更新履歴管理 No.2 住記異動データを名簿管理システムに取り込んだ日付及び異動事由単位で該当者を確認でき、該当者の異動履歴を表示できること。 外部連携>住記異動データ連携>名簿データ突合処理 No.3 住記システムから名簿管理システムに受け渡した住記データが、住記システム上のデータと相違がないかをマッチングできること。 No.4 マッチング項目は以下の2通りで実施できること。 -住民番号のみ -住民番号、氏名、性別、生年月日、住所、方書、世帯番号、続柄、異動事由、異動日		
7.2.2.	選挙資格情報連携	選挙資格情報を住記異動システムへ連携できること。 (住記異動システムと選挙人名簿システムが別システムに構築されている場合を除き) 連携タイミングは、定時登録時、選挙時登録時とする。	住記基本台帳の付帯情報として、選挙資格情報を管理するため、選挙人名簿管理システムからの連携機能を定義する。	§1 名簿調製システム (14) 住記異動システム間連携 -住記基本台帳の付帯情報として、各選挙人の選挙人名簿登録の有無、登録日、投票区を新住基へ指定のデータレアウトで返送できるものとする	選挙資格情報を住記異動システムへ連携できること。			選挙事務>選挙業務>例月処理業務 個別行政D B更新処理の実行 No.7 選挙人名簿対象者確定処理の実行結果、選挙表示が変更になったものを、住記システムの個別行政情報へ更新する。		連携>連携 No.42 「選挙システムの最新資格」を「住記システム住記基本台帳の選挙資格項目」にシステム連携ができること。			
7.2.3.	裁判員、検察審査員候補者予定者名簿調製システム連携	裁判員、検察審査員候補者予定者名簿調製システム向けに選挙人データを抽出できること。	4.1.1.にて作成した検察審査会候補者予定者・裁判員候補者予定者データを裁判員、検察審査員候補者予定者名簿調製システムへ連携する。		裁判員、検察審査員候補者予定者名簿調製システム向けに選挙人データを抽出できること。								
7.2.4.	当日投票管理システム連携	(当日投票管理システムと期日前・不在者投票管理システムが別システムの場合) 選挙人名簿システムで作成した当日用選挙人名簿データ等を当日投票管理システムへ連携できること。 また、国民投票の場合も同様の連携が可能なこと。	選挙人名簿情報を当日投票での使用のため、当日投票管理システムへ連携する。 各団体のシステム構成に影響されるため、条件付きでの記載とした。	§1 名簿調製システム (15) 関連選挙システム間連携 -選挙総合管理システムの最上流システムとして、他のサブシステムに対して、選挙人情報、異動情報、投票情報等の各種データをダウンロードする機能を有し、逆に各サブシステムが更新した情報をアップロードして、名簿調製システム内の選挙人名簿情報に反映できるものとする	当日投票システム向けに選挙人データを抽出できること。				選挙時登録管理>ファイル取上げ No.1011 投票状況調査を作成する場合の名簿データ取り上げ機能があること。 選挙時登録管理>投票受付データ作成 No.1012 投票受付システムへの連携データ作成ができること。 選挙人名簿異動関連>異動履歴リスト No.1030 投票受付システムでの異動票抽出出力ができること。	外部連携>投票管理システム連携>選挙時登録データ連携 No.4 名簿管理システムで作成した選挙時登録データから、投票管理システムへ受け渡すデータを作成できること。 外部連携>投票管理システム連携>選挙時異動データ連携 No.5 名簿管理システムで選挙時登録処理を行った以降、当該名簿に登録されている者の異動情報について、投票管理システムへ受け渡すデータを作成できること。	選挙(通常選挙)>システム管理>引継ぎデータ作成>投票受付データ作成 No.5-1 本システムへの連携データ作成ができる。		
7.2.5.	期日前・不在者投票システム連携	(選挙人名簿システムと期日前・不在者システムが別システムの場合) 選挙時登録時点の名簿データ等を期日前・不在者投票システム向けに連携できること。 また、国民投票の場合も同様の連携が可能なこと。	選挙人名簿情報を期日前投票での使用のため、期日前・不在者投票管理システムへ連携する。	§1 名簿調製システム (15) 関連選挙システム間連携 -選挙総合管理システムの最上流システムとして、他のサブシステムに対して、選挙人情報、異動情報、投票情報等の各種データをダウンロードする機能を有し、逆に各サブシステムが更新した情報をアップロードして、名簿調製システム内の選挙人名簿情報に反映できるものとする	期日前投票システム向けに選挙人データを抽出できること。	選挙>選挙人名簿(選挙時登録)>選挙管理 No.34 同日選挙の場合、各選挙毎の有権者判定ができること。また、この情報が期日前、不在者投票に反映できること。	選挙時登録>不在者・期日前投票システム連携 >当初セットアップ No.52 選挙人名簿確定後、不在者・期日前投票システム等に連携する「不在者・期日前投票システム連携用ファイル」を出力できること。 選挙時登録>不在者・期日前投票システム連携 >異動分の取り込み No.53 選挙人名簿確定後に発生した異動者情報を、不在者・期日前投票システム等に連携する「不在者・期日前投票システム連携用ファイル」を出力できること。 国民投票>不在者・期日前投票システム連携 No.122 投票人名簿確定後に、不在者・期日前投票システム等に連携できる「不在者・期日前投票システム連携用ファイル」を出力できること。 No.123 投票人名簿確定後に、発生した異動者情報を不在者・期日前投票システム等に連携できる「不在者・期日前投票システム連携用ファイル」を出力できること。	16. 連携 No.4 選挙時登録の際に、期日前・不在者投票管理システムとのデータ連携ができること。 No.5 期日前・不在者投票期間中は、期日前・不在者投票管理システムへ住記異動データを日時で連携できること。	JDBA14 不在者投票当初連携データ作成 不在者投票システムに連携する当初データの作成を行います。 JDBA15 不在者投票異動連携データ作成 不在者投票システムに連携する異動データの作成を行います。 JDBA17 不在者投票状況反映 不在者投票システムからの投票情報などを選挙人に設定します。 JDBK11 国民投票>国民投票不在者当初連携 国民投票の不在者当初連携データを作成します。 JDBK12 国民投票>国民投票不在者異動連携				
7.2.6.		(選挙人名簿システムと期日前・不在者システムが別システムの場合) 期日前・不在者投票システムから投票日前日までの受付情報を連携し、当日用選挙人名簿データへ反映できること。 また、国民投票の場合も同様の連携が可能なこと。	当日用名簿データを最新の状態とするため、期日前・不在者投票システムから投票日前日までの受付情報を連携する。					選挙時登録>不在者・期日前投票システム連携 >選挙前日の取り込み No.54 選挙前日に不在者・期日前投票システム等から、受付情報「不在者・期日前投票システム連携用ファイル」を取り込むことができること。また、取り込み後に選挙受付時に使用する「永久選挙人名簿」の備考欄(投票済み)及び照合項目(受付済み等)へ、反映された結果を出力できること。 国民投票>不在者・期日前投票システム連携 No.124 投票前日に不在者・期日前投票システム等から、受付情報「不在者・期日前投票システム連携用ファイル」を取り込むことができること。また、取り込み後に選挙受付時に使用する「投票人名簿」の備考欄(投票済み)及び照合項目(受付済み等)へ、反映された結果を出力できること。	16. 連携 No.6 投票前日に、期日前・不在者投票管理システムより投票結果データを受け取り、当日用選挙人名簿へ投票結果を反映させることができること。	JDBK13 国民投票>国民投票不在者投票状況反映 国民投票の不在者投票結果を反映します。			

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							H社	ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G		I社	J社	
選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の名称を記載	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能（仕様書たたき台）を設定した考え方・理由を記載	機能と業務フローとの対応を記載	リンク先として選定した自治体の機能要件を転記。 他団体と差異のある要件について赤文字下線にて記載 類似要件であるが、標準モデルの要件として明記していない内容について、青文字下線にて記載 一文に複数要件が記載されており、他のセルの要件が重複している場合は（当該セルの要件が重複している対象外の内容）には、緑色文字にて記載 一文に複数要件が記載されているが、1行を除いて2行にまたがるものも、1行の仕様転記としています。							サンプルとして選定したベンダの機能一覧を転記。			
8. 不在者投票													1社のパッケージを導入済であるが、1行を除いて2行にまたがるため、1社の仕様転記としています。	
8.1. 資格登録（船員）														
8.1.1.	登録	選挙人名簿登録証明書交付申請に基づき、指定港、船舶、洋上において不在者投票を行える者を管理（登録）できること。交付日、有効期限を管理（登録）できること。選挙人名簿登録証明書の出力ができること。	公職選挙法施行令第18条に基づき、選挙人名簿に登録された船員の申請に対して、選挙人名簿登録証明書の交付を行う。また、業務の効率性の観点から、交付者の管理を行う。	§1 名簿複製システム (9) 特定選挙人管理機能 ・選挙人名簿登録証明書交付者（船員）について、交付履歴、有効期限等の管理機能を有するものとする §2 期日前システム (7) 入力設定機能 下記の項目について、任意に入力および設定が可能であるものとする ・郵便投票、船員不在者投票該当者	名簿管理システム>特定選挙人管理>選挙人名簿登録証明書 交付管理>選挙人名簿登録証明書 交付者管理 No.74 指定港や船舶などから不在者投票を行える者について、選挙人名簿登録証明書の交付者を管理できること。公布日、有効期限を管理できること。 No.75 選挙人名簿登録証明書 交付者の一覧表を出力できること。 No.76 選挙人名簿登録証明書の出力できること。	選挙>選挙人名簿（定時登録）/選挙人名簿（選挙時登録）>照会・異動 No.10 No.28 付随情報（失権情報・選挙人名簿登録証明書発行情報・郵便投票証明書発行情報）の管理ができること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー->名簿定時登録>個人画面（更新） No.85 選挙人の下記の情報の更新を行う。 ・選挙人情報（住所・氏名等の個人情報） ・はがき処理に関する情報 ・異動処理に関する情報 ・二重登録処理に関する情報 ・郵便/船員に関する情報 投票状況を表示する。 以下の各帳票を印刷する。 （帳票）不在者投票官書（兼請求書） （帳票）投票所のご案内 （帳票）無効投票自動訂正結果票 （帳票）有権者自動訂正結果票 （帳票）請求書（自管利用） （帳票）請求書（代理記帳利用） （帳票）「郵便等による不在者投票」の投票用紙等の請求について （帳票）選挙権のお知らせ 個人情報の変更履歴を表示する。 <ヒアリング結果より> 本機能は選挙人情報管理システム起動時（選挙期間中）に船員登録を可能とする機能である。	名簿管理システム>特定選挙人管理>選挙人名簿登録証明書 交付管理>選挙人名簿登録証明書 交付者管理 No.74 指定港や船舶などから不在者投票を行える者について、選挙人名簿登録証明書の交付者を管理できること。公布日、有効期限を管理できること。 No.75 選挙人名簿登録証明書 交付者の一覧表を出力できること。 No.76 選挙人名簿登録証明書の出力できること。	No.51 <調達後機能一覧> 選挙人名簿登録証明書の交付日の管理及び照会ができること。	PA期日前>名簿管理>船員登録機能 No.21 船員登録者情報の登録、修正を行う。	名簿管理システム>特定選挙人管理>選挙人名簿登録証明書 交付管理>選挙人名簿登録証明書 交付者管理 No.74 指定港や船舶などから不在者投票を行える者について、選挙人名簿登録証明書の交付者を管理できること。公布日、有効期限を管理できること。 名簿管理システム>特定選挙人管理>選挙人名簿登録証明書 交付管理>選挙人名簿登録証明書 交付者一覧出力 No.75 選挙人名簿登録証明書 交付者の一覧表を出力できること。 名簿管理システム>特定選挙人管理>選挙人名簿登録証明書 交付管理>選挙人名簿登録証明書 出力 No.76 選挙人名簿登録証明書の出力できること。	選挙（通常選挙）>投票資格異動>洋上投票資格登録 No.2-4 洋上投票資格の登録ができる。 選挙（通常選挙）>投票資格異動>洋上投票資格異動 No.2-5 洋上投票資格の修正ができる。 選挙（通常選挙）>投票資格異動>洋上投票資格異動 No.2-6 洋上投票資格の削除ができる。	
8.1.2.	訂正	船員登録された者で、その登録内容に変更があった場合は管理（修正）できること。	前項の交付者の管理事項に変更が生じた場合には、更新を行う機能が必須と判断した。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	（登録要件の記載から選挙人名簿登録証明書発行情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	PA期日前>名簿管理>船員登録機能 No.21 船員登録者情報の登録、修正を行う。			
8.1.3.	削除	船員登録された者について管理（削除）できること	公職選挙法施行令第18条3項に基づき、選挙人名簿登録証明書を返還した者または、何らかの理由で削除する場合があると判断し、削除機能は必須と判断した。削除事由を管理している団体・ベンダは無いことが確認できたため、管理は行わない。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	（登録要件の記載から選挙人名簿登録証明書発行情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）				
8.1.4.	削除	船員登録の有効期限が満了した際に、自動で登録情報を管理（削除）できること。	有効期限が切れた交付者に対して不在者投票請求を行うことが無いよう、有効期限が満了した交付者を自動的に資格削除できる必要があると判断した。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 標準機能として、選挙人名簿証明書の有効期限の管理を掲載している。 （船員の対象地域ではない。）	<ヒアリング結果より> 有効期限が満了に達した際は失効者扱いとなり、特定選挙人管理画面にて、表示条件「失効者一覧」に表示されるようになる。 有効期限満了後に対象者を期日前受付画面で受け付けると、船員登録者のため証明書の提示を求めめるメッセージが表示されなくなる。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 有効期限切れの証明書を一括で削除する機能がある。（手動での実施）			
8.2. 資格登録（南極）														
8.2.1.	登録	選挙人名簿登録証明書交付申請に基づき、南極において不在者投票を行える者を管理（登録）できること。交付日、有効期限を管理（登録）できること。南極選挙承認証の出力ができること。	公職選挙法施行令第59条の7に基づき、南極地域調査船組に属する選挙人の申請に対して、南極選挙承認証の交付を行う。また、業務の効率性の観点から、交付者の管理を行う。	§1 名簿複製システム (9) 特定選挙人管理機能 ・南極選挙人証交付者について、交付履歴、有効期限等の管理機能を有するものとする	名簿管理システム>特定選挙人管理>南極選挙人証 交付管理>南極選挙人証 交付者管理 No.77 南極から不在者投票を行える者について、南極選挙人証の交付者を管理できること。公布日、有効期限を管理できること。 No.78 南極選挙人証 交付者の一覧表を出力できること。 No.79 南極選挙人証を出力できること。	（船員の登録要件の記載から選挙人名簿登録証明書発行情報の登録機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	名簿管理システム>特定選挙人管理>南極選挙人証 交付管理>南極選挙人証 交付者管理 No.77 南極から不在者投票を行える者について、南極選挙人証の交付者を管理できること。公布日、有効期限を管理できること。 No.78 南極選挙人証 交付者の一覧表を出力できること。 No.79 南極選挙人証を出力できること。	No.48 <調達後機能一覧> 南極選挙人証の交付日の管理及び照会ができること。	PA期日前>名簿管理>南極選挙人登録機能 No.22 南極選挙人情報の登録、修正を行う。	名簿管理システム>特定選挙人管理>南極選挙人証 交付管理>南極選挙人証 交付者管理 No.77 南極から不在者投票を行える者について、南極選挙人証の交付者を管理できること。公布日、有効期限を管理できること。 名簿管理システム>特定選挙人管理>南極選挙人証 交付管理>南極選挙人証 交付者一覧出力 No.78 南極選挙人証 交付者の一覧表を出力できること。 名簿管理システム>特定選挙人管理>南極選挙人証 交付管理>南極選挙人証 出力 No.79 南極選挙人証を出力できること。		
8.2.2.	訂正	南極選挙人登録された者で、その登録内容に変更があった場合は管理（修正）できること。	前項の交付者の管理事項に変更が生じた場合には、更新を行う機能が必須と判断した。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	（登録要件の記載から南極選挙人情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	（船員の登録要件の記載から選挙人名簿登録証明書発行情報の訂正機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	（登録要件の記載から南極選挙人情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	PA期日前>名簿管理>南極選挙人登録機能 No.22 南極選挙人情報の登録、修正を行う。			
8.2.3.	削除	南極選挙人登録された者について管理（削除）できること	公職選挙法施行令第59条の7第3項に基づき南極選挙人証を返還した者または、何らかの理由で削除する場合があると判断し、削除機能は必須と判断した。削除事由を管理している団体・ベンダは無いことが確認できたため、管理は行わない。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	（登録要件の記載から南極選挙人情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	（船員の登録要件の記載から選挙人名簿登録証明書発行情報の抹消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	（登録要件の記載から南極選挙人情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	（登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。）				
8.2.4.	削除	南極選挙人登録の有効期限が満了した際に、自動で登録情報を管理（削除）できること。	有効期限が切れた交付者に対して不在者投票請求を行うことが無いよう、有効期限が満了した交付者を自動的に資格削除できる必要があると判断した。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	（登録要件の記載から南極選挙人情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 標準機能として、選挙人名簿証明書の有効期限の管理を掲載している。	（確認中）	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	（登録要件の記載から南極選挙人情報の訂正・取消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 有効期限切れの証明書を一括で削除する機能がある。（手動での実施）				

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称		機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
					自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
<b>8.3. 資格登録（郵便）</b>														
8.3.1.	登録	郵便による不在者投票を行える者について、管理（登録）できること。 住所とは別に居所を管理（登録）できること。 郵便等投票証明書の出力ができること。	公職選挙法施行令第59条の3に基づき、公職選挙法第49条第2項に規定する選挙人の申請に対して、郵便等投票証明書の交付を行う。 公職選挙法第49条第2項に規定する選挙人であることを確認するための文書の提示内容を確認するため、障がいの有無、等級についても管理（登録）できること。 また、公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人については、代理記載人の管理も必須であると判断した。		<b>S.1 名簿調整システム</b> (8) 郵便等投票証明書交付者管理機能 ・郵便等投票証明書交付者について、交付履歴、有効期限等の管理機能を有し、必要に応じてExcelなどで2次加工可能な形式のデータ出力ができるものとする ・郵便等投票証明書出力できるものとする ・選挙人毎に郵便等投票証明書交付者名簿（個人コード、氏名、生年月日、住所、障害名、等級、証明書番号、有効期間等）を出力できるものとする 個人総合画面および各種票で郵便等投票証明書交付者であることが確認できるものとする (9) 特定選挙人管理機能 ・個別の事情により特別の対応（例：視覚障害者である、入場整理券の個別発送を要する等）が必要な選挙人について、その内容を管理する機能を有するものとする	名簿管理システム>特定選挙人管理>郵便等投票証明書 交付管理>郵便等投票証明書 交付者管理 No.69 郵便による不在者投票を行える者について、代理記載者を管理できること。 No.70 郵便による不在者投票を行える者について、障害内容を管理できること。 ・身体障害者の場合は、以下の項目が選択できること。 障害名 [ 両下肢、体幹、移動機能、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓 ] 障害の程度 [ 1級、2級、3級 ] ・戦傷病者の場合は、以下の項目が選択できること。 障害名 [ 両下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓 ] 障害の程度 [ 特別項症、第1項症、第2項症、第3項症 ] 名簿管理システム>特定選挙人管理>郵便等投票証明書 交付管理>郵便等投票証明書 交付者一覧出力 No.72 郵便等投票対象者の一覧表を出力できること。	選挙>選挙人名簿（定時登録）/選挙人名簿（選挙時登録）>照会・異動 No.10 No.28 付随情報（失権情報・選挙人名簿登録証明書発行情報・郵便等投票証明書発行情報）の管理ができること。	<ヒアリング結果より> 郵便等投票者の管理機能は搭載されている。 郵便等投票証明書の出力機能は搭載されており、郵便等投票証明書の出力が手書きで作成されている。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー->名簿定時登録->個人画面（更新） No.85 選挙人の下記の情報の更新を行う。 ・選挙人情報（住所・氏名等の個人情報） ・はがき処理に関する情報 ・異動処理に関する情報 ・二重登録処理に関する情報 ・郵便 船員に関する情報 ・郵便 投票状況を表示する。 No.71 郵便による不在者投票を行える者について、障害内容を管理できること。 ・身体障害者の場合は、以下の項目が選択できること。 障害名 [ 両下肢、体幹、移動機能、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓 ] 障害の程度 [ 1級、2級、3級 ] ・戦傷病者の場合は、以下の項目が選択できること。 障害名 [ 両下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓 ] 障害の程度 [ 特別項症、第1項症、第2項症、第3項症 ]	名簿管理システム>特定選挙人管理>郵便等投票証明書 交付管理>郵便等投票証明書 交付者一覧出力 No.69 郵便による不在者投票を行える者について、郵便等投票証の交付者の管理ができること。 <b>公布日、有効期限</b> のほか、 <b>住所とは別に居所も管理できること。</b> No.70 郵便による不在者投票を行える者について、代理記載者を管理できること。 No.71 郵便による不在者投票を行える者について、障害内容を管理できること。 ・身体障害者の場合は、以下の項目が選択できること。 障害名 [ 両下肢、体幹、移動機能、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓 ] 障害の程度 [ 1級、2級、3級 ] ・戦傷病者の場合は、以下の項目が選択できること。 障害名 [ 両下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓 ] 障害の程度 [ 特別項症、第1項症、第2項症、第3項症 ]	No.49 <調達後機能一覧> 郵便等投票証明書の有効期限の管理及び照会ができること。 No.50 <調達後機能一覧> 郵便等投票証明書においては、要介護者・身体障がい者の区分を管理できること。	PA期日前>名簿管理>郵便投票者登録 No.19 郵便投票登録者情報の登録、修正を行う。 No.20 郵便投票の代理記載人情報の登録、修正を行う。	<b>名簿管理システム</b> >特定選挙人管理>郵便等投票証明書 交付管理>郵便等投票証明書 交付者管理 No.69 郵便による不在者投票を行える者について、郵便等投票証の交付者の管理ができること。 <b>公布日、有効期限</b> のほか、 <b>住所とは別に居所も管理できること。</b> No.70 郵便による不在者投票を行える者について、代理記載者を管理できること。 No.71 郵便による不在者投票を行える者について、障害内容を管理できること。 ・身体障害者の場合は、以下の項目が選択できること。 障害名 [ 両下肢、体幹、移動機能、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓 ] 障害の程度 [ 1級、2級、3級 ] ・戦傷病者の場合は、以下の項目が選択できること。 障害名 [ 両下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓 ] 障害の程度 [ 特別項症、第1項症、第2項症、第3項症 ]	選挙（通常選挙）>投票資格異動>郵便投票資格登録 No.2-1 郵便投票資格の登録ができる。
8.3.2.	訂正	郵便等投票証明書を発行された者で、その登録内容に変更があった場合は管理（修正）できること。 また、代理記載人の変更についても管理（修正）できること。	前項の交付者の管理事項に変更が生じた場合は、更新を行う機能が必須と判断した。		<b>S.1 名簿調整システム</b> (8) 郵便等投票証明書交付者管理機能 ・郵便等投票証明書交付者にかかる <b>異動の一覧が出力できるものとする</b>	(登録要件の記載から郵便投票者情報の訂正・取消機能があると判断できる。)	(船員の登録要件の記載から郵便投票証明書発行情報の訂正機能があると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	(登録要件の記載から郵便投票者情報の訂正・取消機能があると判断できる。)	(登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。)	PA期日前>名簿管理>郵便投票者登録 No.19 郵便投票登録者情報の登録、修正を行う。 No.20 郵便投票の代理記載人情報の登録、修正を行う。		選挙（通常選挙）>投票資格異動>郵便投票資格訂正 No.2-2 郵便投票資格の修正ができる。
8.3.3.	削除	郵便等投票証明書を発行された者について管理（削除）できること。	公職選挙法施行令第59条の3第5項に基づき郵便等投票証明書を返還した者または、何らかの理由で削除する場合があると判断し、削除機能は必須と判断した。削除事由を管理している団体・ベンダは無いことが確認できたため、管理は行わない。		<ヒアリング結果より> 選挙人名簿管理システムにて機能は実装されている。	(登録要件の記載から郵便投票者情報の訂正・取消機能があると判断できる。)	(船員の登録要件の記載から郵便投票証明書発行情報の訂正機能があると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	(登録要件の記載から郵便投票者情報の訂正・取消機能があると判断できる。)	(登録要件の記載から船員情報の訂正・取消機能があると判断できる。)			選挙（通常選挙）>投票資格異動>郵便投票資格抹消 No.2-3 郵便投票資格の削除ができる。
8.3.4.		有効期限の経過した者を抽出できること。抽出した者について、削除、再申請の案内を選択できること。 再申請の案内を選択した場合には、案内を出力できること。	郵便等投票証明書の対象者について、有効期限による自動解除を行っている団体なため、手動での削除、または再申請案内を行う要件とした。		<b>S.1 名簿調整システム</b> (8) 郵便等投票証明書交付者管理機能 ・有効期限の経過した者を抽出し、 <b>再申請の案内を出力できるものとする</b>	(登録要件の記載から郵便投票者情報の訂正・取消機能があると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 標準機能として、郵便投票証明書の有効期限の管理を掲載している。 (実情は別Excelで管理)	(確認中)	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	(登録要件の記載から郵便投票者情報の訂正・取消機能があると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 有効期限切れの証明書を一括で削除する機能がある。（手動での実施）			
<b>8.4. 資格登録（施設）</b>														
8.4.1.	不在者投票施設登録	不在者投票施設について、施設名称、所在地、施設分類、不在者投票管理者等を管理（登録）できること。	都道府県選挙管理委員会が指定した病院（介護老人保健施設を含む。）、老人ホーム（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）、原子爆弾被害者養護ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労務場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院における不在者投票請求業務に対応するため、予め施設の管理を行う必要があると判断した。 システム上で施設管理を行っていない団体もあるが、業務の効率化に資すると判断し、定義した。		<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	不在者投票>施設投票>施設分類 No.31 都道府県の選挙管理委員会指定する病院などを管理するため、「病院」「老人ホーム」「保護施設」「監獄等」「少年院等」に分類して管理できること。	<ヒアリング結果より> 指定施設の管理機能はシステム上有しているが、使いやすさの観点からExcelにて管理している。	不在者投票>施設投票>施設分類 No.31 都道府県の選挙管理委員会指定する病院などを管理するため、「病院」「老人ホーム」「保護施設」「監獄等」「少年院等」に分類して管理できること。  <ヒアリング結果より> 指定施設管理機能は搭載されており、情報はExcelにて管理している。	<選挙人情報管理システム機能一覧> No.14 指定施設登録 (画面なし) 指定施設情報の取込を行う。  <選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->指定施設更新-修正-削除->【指定施設追加・修正・削除】 No.160 施設投票のための指定施設の新規登録・更新を行う機能。 指定施設の送付先住所を印刷することができる。 (帳票) 市内施設タグシール	不在者投票>施設投票>施設分類 No.1011 施設マスターを出力できること。		不在者投票>施設投票>施設分類 No.31 都道府県の選挙管理委員会指定する病院などを管理するため、「病院」「老人ホーム」「保護施設」「監獄等」「少年院等」に分類して管理できること。	選挙（投票受付）>抄本管理>選挙前処理>施設登録 No.9-2 不在者投票請求施設メンテナンスができる。	
8.4.2.	不在者投票施設訂正	不在者投票施設の登録内容に変更があった場合は、管理（修正）ができること。	前項の施設の管理事項に変更が生じた場合には、更新を行う機能が必須と判断した。		<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	(登録要件の記載から施設情報の修正・削除機能があると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 指定施設の管理機能はシステム上有しているが、使いやすさの観点からExcelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 指定施設管理機能は搭載されており、情報はExcelにて管理している。	<選挙人情報管理システム機能一覧> No.160 施設投票のための指定施設の新規登録・更新を行う機能。 指定施設の送付先住所を印刷することができる。 (帳票) 市内施設タグシール	<ヒアリング結果より> 指定施設情報の管理機能は搭載されていない。	(登録要件の記載から施設情報の修正・削除機能があると判断できる。)			選挙（投票受付）>抄本管理>選挙前処理>施設登録 No.9-2 不在者投票請求施設メンテナンスができる。
8.4.3.	不在者投票施設削除	不在者投票施設の管理（削除）ができること。	登録した不在者投票施設について、何らかの理由で削除する場合があると判断し、削除機能は必須と判断した。		<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	(登録要件の記載から施設情報の修正・削除機能があると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 指定施設の管理機能はシステム上有しているが、使いやすさの観点からExcelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 指定施設管理機能は搭載されており、情報はExcelにて管理している。	<選挙人情報管理システム機能一覧> No.160 施設投票のための指定施設の新規登録・更新を行う機能。 指定施設の送付先住所を印刷することができる。 (帳票) 市内施設タグシール	<ヒアリング結果より> 指定施設情報の管理機能は搭載されていない。	(登録要件の記載から施設情報の修正・削除機能があると判断できる。)			選挙（投票受付）>抄本管理>選挙前処理>施設登録 No.9-2 不在者投票請求施設メンテナンスができる。
8.4.4.	一括取込	上記不在者投票施設について、ファイルの一括取込みによる管理（登録）ができること。	都道府県の選挙管理委員会より指定施設の一覧を記載したファイルに基づき登録を行うことが一般的であることから、個別に登録するのではなく、登録する必要のある施設を選択したうえで、ファイルの一括取込みにより登録を行うことが業務の効率化に資すると判断した。		<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。	<ヒアリング結果より> 指定施設の管理機能はシステム上有しているが、使いやすさの観点からExcelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 指定施設管理機能はシステム上有しているが、使いやすさの観点からExcelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 指定施設管理機能は搭載されており、情報はExcelにて管理している。	(指定施設登録要件より搭載されていると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 指定施設情報の管理機能は搭載されていない。				選挙（投票受付）>抄本管理>選挙前処理>施設登録 No.9-2 不在者投票請求施設メンテナンスができる。

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧				
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社		
8.5.不在者投票受付（直接投票）															
8.5.1	請求受付・投票受付	公職選挙法施行令第50条第2項（選挙期日までに年齢要件を満たすもの、選挙期日までに復権する者）による不在者投票を管理（登録）できること。 入場整理券のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。また、名簿位置の直接入力、氏名・生年月日での検索が可能なおこと。 投票可否を自動で判定し、投票不可の場合はその理由を表示できること。証明書確認が必要な対象者について、その旨を表示できること。 請求日、不在者投票事由、交付日の管理（登録）ができること。また、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）について管理（登録）ができること。 代理投票の場合には、立会人、補助者を管理（登録）できること。 交付した選挙人が投票用紙を返還する場合、返還の管理（登録）ができること。	公職選挙法施行令第50条第2項に基づく請求に対して、請求管理、投票可否判断、投票受付を行う。	§2 期日前システム（7）入力設定機能 下記の項目について、任意に入力および設定が可能であるものとする ・ <u>点字投票者（代理投票者氏名付）</u> §2 期日前システム （6）不在者投票管理機能 ・（4）選挙人検索機能 のいずれかの方法で検索した者について、不在者投票種別、請求日、請求方法、請求事由を選択して不在者投票の受付ができるものとする	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。 No.9 不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判別できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。[投票不可]のみ確認、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>バーコード読み取り機能 No.14 選挙人が持参した入場券に印刷されたバーコードや外封筒のラベルシールに印刷されたバーコードを読み取ることで、容易に名簿照合作業ができること。	選挙>期日前・不在者投票>不在者投票受付 No.58 請求日、請求方法、交付日、具体的事由、 <u>虫立投票地</u> 、交付方法の入力ができること。 No.59 投票日、受理日、投票場所、受理区分の入力ができること。 No.60 立会人、代理記載者、代理投票者、代理の理由の入力ができること。 No.62 バーコードを読み取ることにより投票結果の入力が行えること。受理の一括処理ができること。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。 No.9 不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判別できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。[投票不可]のみ確認、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>バーコード読み取り機能 No.14 選挙人が持参した入場券に印刷されたバーコードや外封筒のラベルシールに印刷されたバーコードを読み取ることで、容易に名簿照合作業ができること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー>直接投票>【直接】交付用紙 No.106 投票日まで満18歳となる選挙人が満17歳時点で不在者投票を行う場合に、投票用紙の交付処理を行う機能。 交付処理を行う際に、バーコードラベルを印刷する。 （紙票）バーコード_直接投票種別 （紙票）バーコード_直接投票書 期日前投票/不在者投票メニュー>直接投票(投票照会)>【直接投票の照会】 No.162 不在者投票（直接）について、投票後に、外封筒のバーコードラベルを読み込み、投票結果の照会（消し込み）を行う機能。 照会結果を選挙種別ごとに出す。 期日前投票/不在者投票メニュー>直接投票(投票照会)>【直接投票の照会】未読投票一覧 No.163 直接投票で、照会が完了していない投票の一覧を表示する機能。 <ヒアリング結果より> No.163について、不在者投票はバーコードを読み取って管理を実施しているが、バーコードを読み取っていない選挙人の管理を実施する機能である。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。 No.9 不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判別できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。[投票不可]のみ確認、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>バーコード読み取り機能 No.14 選挙人が持参した入場券に印刷されたバーコードや外封筒のラベルシールに印刷されたバーコードを読み取ることで、容易に名簿照合作業ができること。	No.74 期日前投票、不在者投票の請求・交付・投票申し込みが管理でき、統計資料の出力ができること。 また、 <u>バーコードラベルを使用して消込管理が可能なおこと</u> PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.49 住基異動情報により投票制限がある場合、警告メッセージ等の表示ができる。 No.50 既に期日前投票および不在者投票（交付）済みの人、証明書確認が必要な人、後日投票可能となる人等を受付した場合、警告メッセージ等の表示が行える。 後日、交付日等の修正が行える。 No.55 交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。 No.61 直接請求（窓口）については、交付処理と同時に受領処理も行う。 なお、バラツキ設定等により、交付処理と受領処理を別々に行う事もできる。 No.59 返戻した場合、再度、期日前投票または不在者投票の請求を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判別できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。[投票不可]のみ確認、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>バーコード読み取り機能 No.14 選挙人が持参した入場券に印刷されたバーコードや外封筒のラベルシールに印刷されたバーコードを読み取ることで、容易に名簿照合作業ができること。				
8.5.2	複数選挙が同時に執行される場合、選挙毎に管理ができること。	業務上の必要性を考慮し、機能を定義した。	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。 最大10個までの同日選挙に対応している。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.43 複数の選挙が同時に行われる場合、選挙毎に交付、変領、集積、返票の管理を行う。 最大で10選挙の管理を行う。 また、国民投票についても同様に10選挙まで管理を行える。 No.44 複数の選挙が同時に行われる場合、投票可能な選挙をメッセージ等で注意喚起を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.26 選挙書を出力できること。選挙書には名簿番号バーコードが印字されること。		
8.5.3	（選挙人が宣誓書を持参していない場合）宣誓書の出力ができること。	選挙人が入場整理券裏面に印字された宣誓書を持参していない場合、予め住所・生年月日を印字した宣誓書をシステムから出力することで、市民サービスの向上が図れると判断した。	<ヒアリング結果より> システム出力している。	不在者投票>直接投票>宣誓書出力 No.26 宣誓書を出力できること。宣誓書には名簿番号バーコードが印字されること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。 入場整理券の一部として出力される。	不在者投票>直接投票>宣誓書出力 No.26 宣誓書を出力できること。宣誓書には名簿番号バーコードが印字されること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。 入場整理券の一部として出力される。	不在者投票>直接投票>宣誓書出力 No.26 宣誓書を出力できること。宣誓書には名簿番号バーコードが印字されること。	（要望）選挙時登録管理>宣誓書様式作成 No.1006 不在者投票、期日前投票等宣誓書の作成機能を有すること。	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.56 交付処理と同時に宣誓書用ラベルおよび付ラベルの発行が行える。 また、複数人分をまとめて後一括発行が行える。	不在者投票>直接投票>宣誓書出力 No.26 宣誓書を出力できること。宣誓書には名簿番号バーコードが印字されること。				
8.5.4	訂正・削除	請求日、不在者投票事由、交付日、受理日、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）の管理（修正・削除）ができること。	何らかの理由により、登録項目の訂正、削除機能は必須と判断した。	（登録要件の記載から訂正・取消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー>投票照会・訂正・削除>【投票照会・訂正・削除】履歴照会 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。 PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.45 登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。 PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.55 交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。 No.57 交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。 No.58 交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.26 選挙書を出力できること。選挙書には名簿番号バーコードが印字されること。			
8.5.5	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。	管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。	（登録要件の記載から訂正・取消機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。 PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.45 登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。			

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							H社	ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G		I社	J社	
<b>8.6.不在者投票受付（所在地）</b>														
8.6.1	名簿位置の直接入力、氏名・生年月日での選挙人の検索が可能。投票不可の場合はその理由を表示できる。請求日、不在者投票事由、交付日の管理（登録）ができる。また、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）について管理（登録）ができる。また、必要に応じて投票用紙送付先住所を管理できる。	公職選挙法施行令第50条1項のうち、選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするものについて、請求受付を行う。公職選挙法施行令第53条1項の通り、郵送による発送を行う場合もあるため、送付先住所についても管理できることとする。		§2 期日前システム (6) 不在者投票管理機能 ・(4) 選挙人検索機能 のいずれかの方法で検索した者について、不在者投票種別、請求日、請求方法、請求事由を選択して不在者投票の受付ができるものとする	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日印刷 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	選挙>期日前・不在者投票>不在者投票受付 No.58 請求日、請求方法、交付日、具体的事由、申請 投票地、交付方法の入力ができること。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日印刷 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->間接投票->【間接】交付画面 No.118 市外転出者等に対し、他市町村での投票を行うために投票用紙の交付処理を行う機能。 交付処理を行う際に、横票とバーコードラベルを印刷する。 (横票) 不在者投票証明書 (横票) 不在者投票用紙等の交付について (横票) バーコードラベル  期日前投票/不在者投票メニュー->《共通処理》->交付拒否 No.173 二重請求や重複不備等により、各種不在者投票の交付を拒否する場合に登録・処理を行う機能。本機能から横票の印刷ができる。 (横票) 在者投票用紙及び同封筒の請求について	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日印刷 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	No.74 期日前投票、不在者投票の請求・交付・投票申し込みが管理でき、統計資料の出力ができること。 また、バーコードラベルを使用して消込管理が可能	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.49 住基異動情報により投票制限がある場合、警告メッセージ等の表示がされる。 No.50 既に期日前投票および不在者投票（交付）済みの人、証明書確認が必要な人、後日投票可能となる人等を受付した場合、警告メッセージ等の表示がされる。 No.55 交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日印刷 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。		
8.6.2	複数選挙が同時に執行される場合、選挙毎に管理ができること。	業務上の必要性を考慮し、機能を定義した。		(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていること判断できる。)	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていること判断できる。)	(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていること判断できる。)	(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていること判断できる。)	(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていること判断できる。)	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.43 複数の選挙が同時に行われる場合、選挙毎に交付、受領、棄権、返票の管理を行う。最大で10選挙の管理を行う。 また、国民投票についても同様に10議決まで管理を行う。 No.44 複数の選挙が同時に行われる場合、投票可能な選挙をメッセージ等で注意喚起を行う。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	
8.6.3	不在者投票証明書の出力ができること。	不在者投票証明書について、システム出力による団体、個別作成による団体があるが、業務効率化の観点から、システム出力することとした。		§2 期日前システム (6) 不在者投票管理機能 ・他市区町村での不在者投票に用いる投票用紙の交付処理をした者について、不在者投票証明書を任意または自動的に出力できるものとする	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されていない。 ワード様式での作成を行っている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->間接投票->【間接】交付画面 No.118 市外転出者等に対し、他市町村での投票を行うために投票用紙の交付処理を行う機能。 交付処理を行う際に、横票とバーコードラベルを印刷する。 (横票) 不在者投票証明書 (横票) 不在者投票用紙等の交付について (横票) バーコードラベル	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 所在地と指定施設の不在者投票処理にて、不在者投票証明書の印刷が可能である。	PA期日前>不在者投票>他選挙（所在地）投票機能 No.69 交付処理と同時に不在者投票証明書の出力も行う。 ※電子公印の出力もできる。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	
8.6.4	外封筒用の名簿番号バーコードを出力できること。  郵送交付の場合には、8.6.1で設定した住所情報から宛名ラベルを出力できること。	不在者投票の投票受付作業の業務効率化のため、外封筒にバーコードラベルを貼付することとし、これを出力できるとする。		§2 期日前システム (6) 不在者投票管理機能 ・不在者投票の受付をした者について、選挙人氏名、名簿番号バーコードの印字されたシールを指定して、任意または自動的に出力できるものとする	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。  ラベル印刷>性別表記 No.69 性別表記を「男」「女」「1」「2」または「表示なし」から選択できること。  ラベル印刷>投票区情報表記 No.70 ラベルシールに印字する投票区情報は、「投票区番号」、「投票所名」、「印字なし」から選択できること。 また、施設投票時のラベルシールは、上記の印字の代わりに施設名称の印字を選択できること。  ラベル印刷>選挙名表記 No.71 交付した選挙名の印字有無を選択できること。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。  ラベル印刷>性別表記 No.69 性別表記を「男」「女」「1」「2」または「表示なし」から選択できること。  ラベル印刷>投票区情報表記 No.70 ラベルシールに印字する投票区情報は、「投票区番号」、「投票所名」、「印字なし」から選択できること。 また、施設投票時のラベルシールは、上記の印字の代わりに施設名称の印字を選択できること。  <ヒアリング結果より> バーコードラベルの出力にあたっては、期日前・不在者システム上でボタンを押下する処理を含むか否かをもって手動・自動を区別している。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。  ラベル印刷>性別表記 No.69 性別表記を「男」「女」「1」「2」または「表示なし」から選択できること。  ラベル印刷>投票区情報表記 No.70 ラベルシールに印字する投票区情報は、「投票区番号」、「投票所名」、「印字なし」から選択できること。 また、施設投票時のラベルシールは、上記の印字の代わりに施設名称の印字を選択できること。  ラベル印刷>選挙名表記 No.71 交付した選挙名の印字有無を選択できること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->間接投票->【間接】交付画面 No.118 市外転出者等に対し、他市町村での投票を行うために投票用紙の交付処理を行う機能。 交付処理を行う際に、横票とバーコードラベルを印刷する。 (横票) 不在者投票証明書 (横票) 不在者投票用紙等の交付について (横票) バーコードラベル	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。  ラベル印刷>性別表記 No.69 性別表記を「男」「女」「1」「2」または「表示なし」から選択できること。  ラベル印刷>投票区情報表記 No.70 ラベルシールに印字する投票区情報は、「投票区番号」、「投票所名」、「印字なし」から選択できること。 また、施設投票時のラベルシールは、上記の印字の代わりに施設名称の印字を選択できること。	No.82 不在者投票外封筒用のラベルの印刷が可能であること。	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.56 交付処理と同時に宣誓書用ラベルおよび付ラベルの発行が行える。 また、複数人分をまとめて後で一括発行が行える。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。  ラベル印刷>性別表記 No.69 性別表記を「男」「女」「1」「2」または「表示なし」から選択できること。  ラベル印刷>投票区情報表記 No.70 ラベルシールに印字する投票区情報は、「投票区番号」、「投票所名」、「印字なし」から選択できること。 また、施設投票時のラベルシールは、上記の印字の代わりに施設名称の印字を選択できること。	選挙（通常選挙）>随時横票発行>横票発行ラベルシール作成 No.3-18 指定した条件に該当する方の宛名シールが出力できる。  選挙（投票受付）>随時横票>宛名シール作成 No.12-21 転出者の宛名シールを作成できる。  選挙（投票受付）>随時横票>宛名シール作成 No.12-22 不在者投票の交付時に出力する封筒用ラベルシールや宣誓書用ラベル、不在者投票証明書等及び期日前投票の受付処理時に出力する宣誓書用ラベル等を再印刷できる。	

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧			
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
8.6.5 投票受付	<p>外封筒のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。また、名簿位置の直接入力、氏名・生年月日での検索が可能となること。</p> <p>投票可否を自動で判定し、投票不可の場合はその理由を表示できること。</p> <p>受理日、返還日の管理（登録）ができること。</p> <p>代理投票の場合には、立会人、補助者を管理（登録）できること。</p>	<p>所在地の選挙管理委員会から送致された不在者投票について受付を行う。</p> <p>請求受付時に貼付した外封筒バーコードを読み取り、名簿対照を行い、続けて投票可否判断を行う。</p> <p>統計データ利用のため、受理日、投票区分についても管理を行うこととする。</p> <p>また、問い合わせ対応の可能性を考慮し、送致元（所在地）の管理も行うこととする。</p>		<p>§2 期日前システム（7）入力設定機能</p> <p>下記の項目について、任意に入力および設定が可能であるものとする</p> <p>・<u>点字投票者（代理投票者氏名も）</u></p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;投票可否判定の自動化</p> <p>No.9</p> <p><u>投票の可否、一定の条件に従って投票可能な場合は、システムが自動判別できること。</u></p> <p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;特記事項の注意喚起（機能）</p> <p>No.10</p> <p><u>投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。【投票不可】のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。</u></p> <p>ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。</p>	<p>選挙&gt;期日前・不在者投票&gt;不在者投票受付</p> <p>No.59</p> <p>投票日、受理日、投票場所、受理区分の入力ができること。</p> <p>No.60</p> <p><u>立会人、代理記載者、代理投票者、代理の理由の入力ができること。</u></p> <p>No.62</p> <p><u>バーコードを読み取ることにより投票結果の入力が行えること。受理の一括処理ができること。</u></p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;投票可否判定の自動化</p> <p>No.9</p> <p><u>投票の可否、一定の条件に従って投票可能な場合は、システムが自動判別できること。</u></p> <p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;特記事項の注意喚起（機能）</p> <p>No.10</p> <p><u>投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。【投票不可】のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。</u></p> <p>ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。</p>	<p>&lt;選挙人情報管理システム機能一覧&gt;</p> <p>期日前投票/不在者投票メニュー-&gt;間接投票-&gt;【間接】投票画面</p> <p>No.122</p> <p>他市町村で投票後、送致されてきた投票用紙の投票・返却・無効処理を行う機能。</p> <p>選挙人バーコードを読み取り機で入力し、処理を行う。</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;投票可否判定の自動化</p> <p>No.9</p> <p><u>投票の可否、一定の条件に従って投票可能な場合は、システムが自動判別できること。</u></p> <p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;特記事項の注意喚起（機能）</p> <p>No.10</p> <p><u>投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。【投票不可】のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。</u></p> <p>ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。</p>	No.76 他道管投票受付を管理できること。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	<p>PA期日前&gt;不在者投票&gt;不在者投票共通</p> <p>No.57</p> <p>交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。</p> <p>No.58</p> <p>交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。</p> <p>No.60</p> <p><u>受領・返票の際は、受付ラベルによる対象者の投票情報ごとの読み込み方法とするが、選挙人ごとに読み込む方法とするがパラメータ設定で切り選択できる。</u></p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;投票可否判定の自動化</p> <p>No.9</p> <p><u>投票の可否、一定の条件に従って投票可能な場合は、システムが自動判別できること。</u></p> <p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;特記事項の注意喚起（機能）</p> <p>No.10</p> <p><u>投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。【投票不可】のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。</u></p> <p>ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;バーコード読み取り機能</p> <p>No.14</p> <p><u>選挙人が持参した入場券に印刷されたバーコードや外封筒のラベルシールに印刷されたバーコードを読み取ることで、容易に名簿照合作業ができること。</u></p>
								<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;仮投票者受付の注意喚起</p> <p>No.19</p> <p><u>仮投票受付を選択した場合、注意喚起メッセージを表示すること。</u></p> <p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;白票返戻管理</p> <p>No.22</p> <p>交付した不在者投票が白票返戻された場合、<u>請求・交付の履歴を残したまま、白票返戻分として管理できること。白票返戻の入力にあたっては、バーコード読取に対応していること。</u></p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;仮投票者受付の注意喚起</p> <p>No.19</p> <p><u>仮投票受付を選択した場合、注意喚起メッセージを表示すること。</u></p> <p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;白票返戻管理</p> <p>No.22</p> <p>交付した不在者投票が白票返戻された場合、<u>請求・交付の履歴を残したまま、白票返戻分として管理できること。白票返戻の入力にあたっては、バーコード読取に対応していること。</u></p>		<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;仮投票者受付の注意喚起</p> <p>No.19</p> <p><u>仮投票受付を選択した場合、注意喚起メッセージを表示すること。</u></p> <p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;白票返戻管理</p> <p>No.22</p> <p>交付した不在者投票が白票返戻された場合、<u>請求・交付の履歴を残したまま、白票返戻分として管理できること。白票返戻の入力にあたっては、バーコード読取に対応していること。</u></p>			<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;仮投票者受付の注意喚起</p> <p>No.19</p> <p><u>仮投票受付を選択した場合、注意喚起メッセージを表示すること。</u></p> <p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;白票返戻管理</p> <p>No.22</p> <p>交付した不在者投票が白票返戻された場合、<u>請求・交付の履歴を残したまま、白票返戻分として管理できること。白票返戻の入力にあたっては、バーコード読取に対応していること。</u></p>
8.6.6	<p>返還処理をした選挙人について、期日前投票、当日投票の受付ができること。また、不在者投票の再交付ができること。</p>	<p>公職選挙法施行令第64条2項に基づき、投票用紙を返還した選挙人が期日前投票、当日投票が行えることを担保する。</p>		<p>&lt;ヒアリング結果より&gt;</p> <p>機能は実装されている。再請求ではなく「再交付」の記載が望ましい。（ムゲン社）</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;白票返戻後の期日前投票受付</p> <p>No.23</p> <p>白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt;</p> <p>本機能は搭載されている。</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;白票返戻後の期日前投票受付</p> <p>No.23</p> <p>白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt;</p> <p>機能は搭載されている。</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;白票返戻後の期日前投票受付</p> <p>No.23</p> <p>白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt;</p> <p>再請求専用の機能はなし。通常の投票受付処理にて返票している旨の警告メッセージを表示した上で、再度の投票受付が可能である。</p>	<p>PA期日前&gt;不在者投票&gt;不在者投票共通</p> <p>No.59</p> <p>返票した場合、再度、期日前投票または不在者投票の請求を行う。</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;白票返戻後の期日前投票受付</p> <p>No.23</p> <p>白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。</p>		
8.6.7	<p>請求日、不在者投票事由、交付日、受理日、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、返還日の管理（修正・削除）ができること。</p>	<p>何らかの理由により、登録項目の訂正、削除機能は必須と判断した。</p>		<p>（登録要件の記載から訂正・取消機能があると判断できる。）</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;誤登録者の取り消し</p> <p>No.16</p> <p>誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt;</p> <p>本機能は搭載されている。</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;誤登録者の取り消し</p> <p>No.16</p> <p>誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。</p>	<p>&lt;選挙人情報管理システム機能一覧&gt;</p> <p>期日前投票/不在者投票メニュー-&gt;投票照会・訂正・削除【投票照会・訂正・削除】履歴照会・訂正・削除</p> <p>No.158</p> <p>期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;誤登録者の取り消し</p> <p>No.16</p> <p>誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。</p>	No.76 他道管投票受付を管理できること。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	<p>PA期日前&gt;不在者投票&gt;複数選挙機能</p> <p>No.45</p> <p>登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。</p> <p>PA期日前&gt;不在者投票&gt;不在者投票共通</p> <p>No.55</p> <p>交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。</p> <p>No.57</p> <p>交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。</p> <p>No.58</p> <p>交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。</p>	<p>不在者投票&gt;不在者投票共通機能&gt;誤登録者の取り消し</p> <p>No.16</p> <p>誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。</p>	
8.6.8	<p>誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。</p>	<p>管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。</p>		<p>（登録要件の記載から訂正・取消機能があると判断できる。）</p>	<p>&lt;ヒアリング結果より&gt;</p> <p>本機能は搭載されている。</p>	<p>（訂正要件の記載から取消機能があると判断できる。）</p>	<p>&lt;選挙人情報管理システム機能一覧&gt;</p> <p>期日前投票/不在者投票メニュー-&gt;投票照会・訂正・削除</p> <p>No.158</p> <p>期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。</p>	<p>（訂正要件の記載から取消機能があると判断できる。）</p>	<p>（訂正要件の記載から取消機能があると判断できる。）</p>	No.76 他道管投票受付を管理できること。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	<p>PA期日前&gt;不在者投票&gt;複数選挙機能</p> <p>No.45</p> <p>登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。</p>		



【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
8.7.6	投票受付（船舶）	住所別に船舶における不在者投票請求を行ったものについて、投票受付を行う。請求受付時に貼付した外封筒バーコードを読み取り、名簿対照を行い、続けて投票可否判断を行う。統計データ利用のため、受理日、投票区分についても管理を行うこととする。		§2 期日前システム（7）入力設定機能 下記の項目について、任意に入力および設定が可能であるものとする ・点字投票者（代理投票者氏名6）	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 <u>投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判別できること。</u>  不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 <u>投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。」「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。</u> ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	選挙>期日前・不在者投票>不在者投票受付 No.59 投票日、受理日、投票場所、受理区分の入力ができること。 No.60 立会人、代理記載者、代理投票者、代理の理由の入力ができること。 No.62 <u>バーコードを読み取ることで投票結果の入力が行えること。</u> 受理の一括処理ができること。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 <u>投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判別できること。</u>  不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 <u>投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。」「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。</u> ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	期日前投票/不在者投票メニュー->指定港投票->【指定港】投票画面 No.128 <u>船舶の乗務員（選挙人）が指定港（他市町村）で投票した場合に、投票処理を行う機能。</u>  期日前投票/不在者投票メニュー->船舶内不在者投票->【船舶自区】投票画面 No.133 本自治体（自区）で交付した船舶内投票の投票用紙が送致された場合に、投票・返還・無効処理を行う機能。 選挙人バーコードを読み取り機で入力し、処理を行う。  期日前投票/不在者投票メニュー->船舶内不在者投票->【船舶】投票画面 No.134 <u>指定港（他市町村）で交付された船舶内投票の投票用紙が送致された場合に、投票処理を行う機能。</u>  <ヒアリング結果より> 画面操作は同一だが、集票の集計単位が指定港/船舶で異なっている。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 <u>投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判別できること。</u>  不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 <u>投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。」「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。</u> ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	No.79 船員による不在者投票について、指定港・船舶内・洋上投票をそれぞれ別画面で管理出来ること。  No.81 システムで選挙者の管理が可能であること。  PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.57 交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。 No.58 交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。 No.60 受領・返票の際は、受付フォームによる対象者の投票情報ごとの読み込み方法とするか、選挙人ごとに読み込み方法とするかパラメータ設定等により選択できる。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 <u>投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判別できること。</u>  不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 <u>投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。」「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。</u> ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	不在者投票>不在者投票共通機能>バーコード読み取り機能 No.14 <u>選挙人が持参した入場券に印刷されたバーコードや外封筒のラベルシールに印刷されたバーコードを読み取ることで、容易に名簿照合作業ができること。</u>	
8.7.7	返還処理をした選挙人について、期日前投票、当日投票の受付ができること。また、不在者投票の再交付ができること。	公職選挙法施行令第64条2項に基づき、投票用紙を返還した選挙人が期日前投票、当日投票が行えることを担保する。		<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。再請求ではなく「再交付」の記載が望ましい。（ムジ社）	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。	<ヒアリング結果より> 再請求専用の機能はなし。 通常の投票受付処理にて返票している旨の警告メッセージを表示した上で、再度の投票受付が可能である。	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.59 返票した場合、再度、期日前投票または不在者投票の請求を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。	
	投票受付（指定港、洋上、南極）	船舶の不在者投票のうち、住所地における不在者投票請求を行わない指定港、指定市町村から送致された投票について定義した。当該投票方法については、外封筒にバーコード貼付がないため、直接システム上で氏名・生年月日により選挙人の検索を行い、受付を行う。									PA期日前>不在者投票>船員・南極投票機能 No.71 交付処理を行った後、受領処理を行う機能の他に、交付処理を行わず受領処理から行うこともできる。		
8.7.8	訂正・削除	請求日、不在者投票事由、交付日、受理日、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、返還日の管理（修正・削除）ができること。	何らかの理由により、登録項目の訂正、削除機能は必須と判断した。	（登録要件の記載から訂正・取消機能があると判断できる。）	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->投票照会・訂正・削除【投票照会・訂正・削除】履歴照会・訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	No.79 船員による不在者投票について、指定港・船舶内・洋上投票をそれぞれ別画面で管理出来ること。  No.81 システムで選挙者の管理が可能であること。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.45 登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。  PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.55 交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。 No.57 交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。 No.58 交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	
8.7.9	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）ができること。	管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。	（登録要件の記載から訂正・取消機能があると判断できる。）		<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	（訂正要件の記載から取消機能があると判断できる。）	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->投票照会・訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	（訂正要件の記載から取消機能があると判断できる。）	No.79 船員による不在者投票について、指定港・船舶内・洋上投票をそれぞれ別画面で管理出来ること。  No.81 システムで選挙者の管理が可能であること。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.45 登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。		

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧				
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社		
8.9.不在者投票受付（郵便）															
8.9.1	氏名・生年月日での選挙人の検索が可能。投票可否を自動で判定し、投票不可の場合はその理由を表示できる。郵便等投票証明書の交付有無のチェックが行える。請求日、不在者投票事由、交付日の管理（登録）ができること。また、投票方法（通常投票、点字投票）について管理（登録）ができること。また、必要に応じて投票用紙送付先住所を管理できること。	公職選挙法施行令第59条の4に基づき郵便等投票証明書交付者の郵便投票請求の受付を行う。		§2 期日前システム（6）不在者投票管理機能 ・名簿調整システムから郵便等投票証明書交付者の情報を取得し、対象者についてのみ郵便等による不在者投票の管理を行えるものとする ・（4）選挙人検索機能 のいずれかの方法で検索した者について、不在者投票種別、請求日、請求方法、請求事由を選択して不在者投票の受付ができるものとする ・不在者投票の受付をした者について、選挙人氏名、名簿番号・バーコードの印字されたシールを指定して、任意または自動的に出力できるものとする （7）入力設定機能 ・下記項目について、任意に入力および設定が可能であるものとする ・郵便投票、船員不在者投票該当者	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	選挙>期日前・不在者投票>不在者投票受付 No.58 請求日、請求方法、交付日、具体的事由、 <a href="#">理由</a> 、 <a href="#">投票地</a> 、交付方法の入力ができること。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> No.23 船員・郵便投票証明書交付者 （画面なし） 船員・郵便投票証明書交付者情報の取込を行う。取込処理を行う際に、以下の帳票を印刷する。 （帳票）請求書（自署用） （帳票）請求書（代理記載用） （帳票）「郵便等による不在者投票」の投票用紙等の請求について （帳票）船員・郵便区分 設定エラーチェックシート  <選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>名簿更新登録>個人画面（更新） No.85 選挙人の下記情報の更新を行う。 ・選挙人情報（住所・氏名等の個人情報） ・はき処理に関する情報 ・異動処理に関する情報 ・二重登録処理に関する情報 ・郵便（船員）に関する情報 投票状況を表示する。 以下の各帳票を印刷する。 （帳票）不在者投票受付帳票（船員・船員） <選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー>在宅投票>【在宅】交付画面 No.123 郵便投票証明書を持つ選挙人に対し、投票用紙の交付処理を行う機能。 交付処理を行う際に、帳票とバーコードラベルを印刷する。 （帳票）郵便等による不在者投票用紙等の交付について （帳票）バーコードラベル	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	No.74 期日前投票、不在者投票の請求・交付・投票消し込みが管理でき、統計資料の出力ができること。 また、バーコードラベルを使用して消込管理が可能なこと。		不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。			
8.9.2	請求受付	複数選挙が同時に行われる場合、選挙毎に管理ができること。	業務上の必要性を考慮し、機能を定義した。	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	（他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。 最大10個までの同日選挙に対応している。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.43 複数の選挙が同時に行われる場合、選挙毎に交付、受領、棄権、返票の管理を行う。 最大で10選挙の管理を行う。 また、国民投票についても同様に10発議まで管理を行える。 No.44 複数の選挙が同時に行われる場合、投票可能な選挙をメッセージ等で注意喚起を行う。			
8.9.4	外封筒用の名簿番号・バーコードを出力できること。	不在者投票の投票受付作業の業務効率化のため、外封筒にバーコードラベルを貼付することとし、これを出力できるとする。		§2 期日前システム（6）不在者投票管理機能 ・不在者投票の受付をした者について、選挙人氏名、名簿番号・バーコードの印字されたシールを指定して、任意または自動的に出力できるものとする	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。	<ヒアリング結果より> システムから宛名ラベルを出力している。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。	No.82 不在者投票外封筒用のラベルの印刷が可能であること。	PA期日前>不在者投票>郵便投票機能 No.70 郵便投票登録者の宛名ラベル発行を行う。 ※郵便投票登録者および出力枚数の指定を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷判別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールにはその旨の印を印字すること。	選挙（通常選挙）>随時帳票発行>帳票発行ラベルシール作成 No.3-18 指定した条件に該当する方の宛名シールが出力できる。  選挙（投票受付）>随時帳票>宛名シール作成>ラベル再印刷 No.12-22 不在者投票の交付時に出力する封筒用ラベルシールや宣誓書用ラベル、不在者投票証明書等及び期日前投票の受付処理時に出力する宣誓書用ラベル等を再印刷できる。		
	郵送交付の場合には、8.9.1で設定した住所情報から宛名ラベルを出力できること。														

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
8.9.5	投票受付	外封筒のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。また、名簿位置の直接入力、氏名・生年月日での検索が可能なこと。投票可否を自動で判定し、投票不可の場合はその理由を表示できること。受理日、投票方法区分（郵便）、返還日の管理（登録）ができること。	郵便投票による不在者投票請求を行ったものについて、投票受付を行う。請求受付時に貼付した外封筒バーコードを読み取り、名簿対照を行い、続けて投票可否判断を行う。統計データ利用のため、受理日、投票区分についても管理を行うこととする。	（請求要件の記載から請求受付機能があると判断できる。）	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判断できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	選挙>期日前・不在者投票>不在者投票受付 No.59 投票日、受理日、投票場所、受理区分の入力ができること。 No.60 立会人、代理記者、代理投票者、代理の理由の入力ができること。 No.62 バーコードを読み取ることで投票結果の入力が行えること。受理の一括処理ができること。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判断できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->在宅投票>【在宅】投票画面 No.126 在宅投票を行う選挙人から送られてきた投票用紙の投票-返却-無効処理を行う機能。 選挙人バーコードを読み取り機で入力し、処理を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判断できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.49 住基異動情報により投票制限がある場合、警告メッセージ等の表示ができる。 No.50 既に期日前投票および不在者投票（交付）済みの人、証明書確認が必要な人、後日投票可能となる人等を受付した場合、警告メッセージ等の表示が行える。 No.55 交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。 No.57 交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。 No.58 交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。 No.60 受領・返票の際は、受付ラベルによる対象者の投票情報への読み込み方法とするか、選挙人ごとに読み込み方法とするかパラメータ設定等により選択できる。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能などは、システムが自動判断できること。 不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	
8.9.6	返還処理をした選挙人について、不在者投票の再交付ができること。	郵便投票者については、期日前、当日投票は見込まれない想定し、不在者投票の再交付のみ行える要件とした。	<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。再請求ではなく「再交付」の記載が望ましい。（ムジ社）	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。	<ヒアリング結果より> 再請求専用の機能はなし。通常の投票受付処理にて返票している旨の警告メッセージを表示した上で、再度の投票受付が可能である。	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.59 返戻した場合、再度、期日前投票または不在者投票の請求を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けできること。	
8.9.7	訂正・削除	請求日、不在者投票事由、交付日、受理日、投票方法（通常投票、点字投票）、返還日の管理（修正・削除）ができること。	何らかの理由により、登録項目の訂正、削除機能は必須と判断した。	（請求要件の記載から請求受付・訂正機能があると判断できる。）	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->投票照会・訂正・削除【投票照会・訂正・削除】履歴照会・訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.45 登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。 PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.55 交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。 No.57 交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。 No.58 交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	
8.9.8	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。	管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。	（請求要件の記載から請求受付・訂正機能があると判断できる。）	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	（訂正要件の記載から訂正機能があると判断できる。）	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->投票照会・訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	（訂正要件の記載から訂正機能があると判断できる。）	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.45 登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。			

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
<b>8.10.不在者投票受付（補設、国外）</b>													
8.10.1	名簿位置の直接入力、氏名・生年月日での選挙人の検索が可能。投票不可の場合はその理由を表示できる。証明書類が必要な対象者について、その旨を表示できる。請求者（本人、不在者投票管理者）の管理（登録）ができる。請求日、不在者投票事由、指定病院、特定国外派遣組織等の名称、交付日の管理（登録）ができる。また、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）について管理（登録）ができる。	公職選挙法施行令第50条第1項、4項及び第59条の5の4第5項に基づき請求に対して受付を行う。公職選挙法施行令第50条4項及び第59条の5の4第5項による請求の場合には、請求者本人に加えて、不在者投票管理者、指定病院・特定国外派遣組織等の名称の登録もできることが必須と判断した。		§2 期日前システム (6) 不在者投票管理機能 ・(4) 選挙人検索機能 のいずれかの方法で検索した者について、不在者投票種別、請求日、請求方法、請求事由を選択して不在者投票の受付ができるものとする	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->施設投票>【施設】交付画面（施設） No.110 指定施設から不在者投票の請求があった場合に、請求処理を行う機能。 交付処理を行う際に、横票とバーコードラベルを印刷する。 （横票）不在者投票用紙等の交付について（横票）不在者投票用紙等交付者及び交付しない者の氏名 （横票）指定の住所の選挙人名簿に見当たらない者の氏名 （横票）不在者投票用紙等 （横票）バーコードラベル  期日前投票/不在者投票メニュー->施設投票>【施設】交付画面（個人画面） No.116 指定施設で不在者投票を行う選挙人に、投票用紙の交付処理を行う機能。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	No.74 期日前投票、不在者投票の請求・交付・投票申し込みが管理でき、統計資料の出力ができること。 また、バーコードリーダを使用して消込管理が可能。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	選挙（投票受付）>投票受付>不在者投票受付->施設個別交付 No.10-3 個別に不在者投票の交付を行なえる。		
8.10.2	複数選挙が同時に行われる場合、選挙毎に管理ができる。	業務上の必要性を考慮し、機能を定義した。		(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。)	(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。)	(他の要件から複数選挙に対応していることが明白であるため、実装されていると判断できる。)	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.43 複数の選挙が同時に行われる場合、選挙毎に交付、受領、棄権、返票の管理を行う。 また、国民投票についても同様に10候補まで管理を行う。  No.44 複数の選挙が同時に行われる場合、投票可能な選挙をメッセージ等で注意喚起を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>不在者投票共通機能 No.8 不在者投票の対象となる選挙人の請求から投票までを記録し、各状況における統計を出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>公示日/告示日前に交付処理を実施した場合の交付日制御 No.18 公示日/告示日前に交付処理を行った場合、自動で交付日欄に公示日/告示日を自動でセットすること。 また、公示日/告示日以降は現在の日付を自動でセットすること。	選挙（投票受付）>投票受付>不在者投票受付->施設個別交付 No.10-3 個別に不在者投票の交付を行なえる。	
8.10.3	施設投票における個人による請求による場合は、不在者投票証明書を出力できること。	施設投票における個人による請求による場合には、不在者投票証明書を出力する必要があるので、必須機能と判断した。		<ヒアリング結果より> システム出力している。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されていない。 ワード形式での作成を行っている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	<ヒアリング結果より> 滞在地と指定施設の不在者投票処理にて、不在者投票証明書の印刷が可能である。				
8.10.4	外封筒用の名簿番号バーコード出力できること。	不在者投票の投票受付作業の業務効率化のため、外封筒にバーコードラベルを貼付することとし、これを出力できるようにする。		§2 期日前システム (6) 不在者投票管理機能 ・不在者投票の受付をした者について、選挙人氏名、名簿番号バーコードの印字されたシールを指定して、任意または自動的に出力できるものとする	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールはその旨の印字を印字すること。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールはその旨の印字を印字すること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->施設投票>【施設】交付画面（施設） No.110 指定施設から不在者投票の請求があった場合に、請求処理を行う機能。 交付処理を行う際に、横票とバーコードラベルを印刷する。 （横票）不在者投票用紙等の交付について（横票）不在者投票用紙等交付者及び交付しない者の氏名 （横票）指定の住所の選挙人名簿に見当たらない者の氏名 （横票）不在者投票用紙等 （横票）バーコードラベル  期日前投票/不在者投票メニュー->【共通処理】 【施設】指定施設検索 No.175 登録している指定施設の検索を行う機能。 検索条件：[請求番号][所在区分][施設番号][施設名称（漢字）] 本機能から横票の印刷ができる。 （横票）施設タックシール	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールはその旨の印字を印字すること。	(要望) 随時処理>宛名シール作成 No.1010 登録施設用宛名シール作成ができること。  No.82 不在者投票外封筒用のラベルの印刷が可能であること。	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.56 交付処理と同時に宣言書用ラベルおよび付ラベルの発行が行える。 また、複数人分をまとめて一括発行が行える。	不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力 No.20 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールを出力できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>外封筒用ラベルシール出力（自動印刷、手動印刷別機能） No.21 外封筒などに貼付するためのバーコードラベルシールは、不在者投票の請求・交付処理時点で自動出力される場合と、手処理により任意に出力した場合とで識別できるように、手動出力したシールはその旨の印字を印字すること。	選挙（通常選挙）>随時帳票発行>横票発行 >宛名シール作成 No.3-18 指定した条件に該当する方の宛名シールが出力できる。	
	登録した不在者投票施設の宛名ラベルを出力できること。												
8.10.5	外封筒のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。また、名簿位置の直接入力、氏名・生年月日での検索が可能。投票不可の場合はその理由を表示できる。請求者（本人、不在者投票管理者）の管理（登録）ができる。請求日、不在者投票事由、指定病院、特定国外派遣組織等の名称、交付日の管理（登録）ができる。また、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）について管理（登録）ができる。	不在者投票管理者より送致された投票票の受付を行う。請求受付時に貼付した外封筒バーコードを読み取り、名簿対照を行い、続けて投票可否判断を行う。統計データ利用のため、受理日、投票区分についても管理を行うこととする。		§2 期日前システム (7) 入力設定機能 下記の項目について、任意に入力および設定が可能であるものとする ・高字投票者（代理投票者氏名も）	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能な場合は、システムが自動判別できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能な場合は、システムが自動判別できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->施設投票>【施設】投票画面 No.117 指定施設から送致された不在者投票用紙の投票、返却・無効処理を行う画面。 選挙人バーコードを読み取り機で入力し、処理を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能な場合は、システムが自動判別できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.49 住基異動情報により投票制限がある場合、警告メッセージ等の表示が行われる。 No.50 既:期日前投票および不在者投票（交付）済みの人、証明書確認が必要な人、後日投票可能となる人等を受付した場合、警告メッセージ等の表示が行われる。 No.55 交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。 No.57 交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。 No.58 交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。 No.60 受領・返票の際は、受付日による対象者の投票情報との読み込み方法とするが、選挙人ごとに読み込み方法とするが(ラマ)設定により選択できる。	不在者投票>不在者投票共通機能>投票可否判定の自動化 No.9 投票の可否、一定の条件に従って投票可能な場合は、システムが自動判別できること。  不在者投票>不在者投票共通機能>特記事項の注意喚起（機能） No.10 投票不可、一定の条件に従って投票可能な場合、その理由を特記事項としてメッセージを表示できること。「投票不可」のみ等、理由をメッセージ表示できない場合は要件を満たしていないと見なす。ex)不在者投票の交付者が窓口に来た場合、不在者投票用紙を交付している旨をメッセージ表示し、窓口で投票を受理する場合は不在者投票用紙の返還を受けよう、操作者に明示できること。	選挙（投票受付）>投票受付>不在者投票受付->施設個別受領 No.10-6 個別に不在者投票の受領を行なえる。  選挙（投票受付）>投票受付>不在者投票受付->施設バーコード受領 No.10-8 バーコード読取りにより、不在者投票の受領を行なえる。	
8.10.6	返還処理をした選挙人について、期日前投票、当日投票の受付ができること。また、不在者投票の再交付ができること。	公職選挙法施行令第64条2項に基づき、投票用紙を返還した選挙人が期日前投票、当日投票を行えることを担保する。		<ヒアリング結果より> 機能は実装されている。再請求ではなく「再交付」の記載が望ましい。（ムジ社）	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けられること。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けられること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー->施設投票>【施設】投票画面 No.117 指定施設から送致された不在者投票用紙の投票、返却・無効処理を行う画面。 選挙人バーコードを読み取り機で入力し、処理を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けられること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.59 返戻した場合、再度、期日前投票または不在者投票の請求を行う。	不在者投票>不在者投票共通機能>白票返戻後の期日前投票受付 No.23 白票返戻入力した選挙人が、期日前投票所に来場した場合、不在者投票返還処理を行うことなく、期日前投票を受け付けられること。	選挙（投票受付）>投票受付>不在者投票受付->施設個別受領 No.10-6 個別に不在者投票の受領を行なえる。	

【対比表】標準仕様書（機能） 期日前・不在者投票管理

機能名称		機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ハンダ 機能一覧				
					自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社		
8.10.7	訂正・削除	請求日、請求者、不在者投票施設、不在者投票事由、交付日、受理日、投票方法（通常投票、電子投票、代理投票）、返還日の管理（修正・削除）ができること。	何らかの理由により、登録項目の訂正、削除機能は必須と判断した。		（請求要件の記載から請求受付・訂正機能があると判断できる。）	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー>投票照会・訂正・削除>【投票照会・訂正・削除】履歴照会・訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。	No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.45 登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。  PA期日前>不在者投票>不在者投票共通 No.55 交付処理を行う。後日、交付日等の修正が行える。 No.57 交付情報に対して受領処理を行う。後日、受領日等の修正が行える。 No.58 交付情報に対して返票処理を行う。後日、返票日等の修正が行える。	不在者投票>不在者投票共通機能>誤登録者の取り消し No.16 誤って受け付けてしまった選挙人について、無投票状態にできること。			
8.10.8	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。	管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。		（請求要件の記載から請求受付・訂正・取消機能があると判断できる。）		<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。	（訂正要件の記載から取消機能があると判断できる。）	<選挙人情報管理システム機能一覧> 期日前投票/不在者投票メニュー>投票照会・訂正・削除>【投票照会・訂正・削除】履歴照会・訂正・削除 No.158 期日前投票・不在者投票を行った選挙人の投票履歴を選挙種別単位で確認・訂正・削除する機能。		No.81 システムで返票者の管理が可能であること。	PA期日前>不在者投票>複数選挙機能 No.45 登録した投票情報は選挙ごとに修正、削除を行う。				
8.10.9	一括処理	代理請求の場合には、施設毎に1画面上で一括して請求受付、投票受付、訂正、取消の管理（登録・修正・削除）ができること。  ファイル取り込みによる一括請求受付を行えること。	代理請求の場合には、施設毎に複数人による請求が想定されるため、1画面上で一括して登録作業できることが必須と判断した。  画面上だけでなくファイル取り込みによる一括請求受付機能について、業務の効率化に繋がると判断し定義した。		§2 期日前システム （6）不在者投票管理機能 不在者投票指定施設ごとに請求、交付、受理の一連の投票管理を行うことができるものとする 不在者投票指定施設における投票の受理については、施設全体一括受理機能と投票者個別選択による一括受理機能を有しているものとする	不在者登録>施設投票>施設投票用紙請求者一括登録 No.33 1つの施設から大量の請求があった場合の入力を効率化する為、請求・交付を登録する者について、 <b>CSV形式データから一括登録</b> することができること。  不在者登録>施設投票>白票返戻者把握 No.34 <b>施設内の選挙人が白票返戻者か、未投票者が一目で把握することが可能であること。</b>	選挙>期日前・不在者投票>不在者投票受付 No.61 病院・施設等での管理者による請求、投票が可能であること。また、複数人まとめたの請求・投票要件の登録ができること。また、同一管理者からの複数請求に対応できること。 No.62 バーコードを読み取ることにより投票結果の入力が行えること。受理の一括処理ができること。	不在者登録>施設投票>施設投票用紙請求者一括登録 No.33 1つの施設から大量の請求があった場合の入力を効率化する為、請求・交付を登録する者について、 <b>CSV形式データから一括登録</b> することができること。	不在者登録>施設投票>白票返戻者把握 No.34 <b>施設内の選挙人が白票返戻者か、未投票者が一目で把握することが可能であること。</b>	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	不在者登録>施設投票>施設投票用紙請求者一括登録 No.33 1つの施設から大量の請求があった場合の入力を効率化する為、請求・交付を登録する者について、 <b>CSV形式データから一括登録</b> することができること。	不在者登録>施設投票>白票返戻者把握 No.34 <b>施設内の選挙人が白票返戻者か、未投票者が一目で把握することが可能であること。</b>	<ヒアリング結果より> 請求受付の一括登録機能はない。 指定施設での不在者投票については、どの選挙人がどの施設にいるかを事前に把握できないため、請求受付時には個人単位での入力（この時に施設を設定）を行い、投票受付処理については施設単位での一括受付としている。	PA期日前>不在者投票>病院、指定施設、特定国外派遣組織等投票機能 No.62 病院、指定施設等からの受付処理（交付）が、複数人一括で行える。 No.63 特定国外派遣組織からの受付処理（交付）が、複数人一括で行える。 No.64 施設の指定に関しては、施設名、施設種別、郵便番号、市内区分等により検索が行える。 No.65 請求日、交付日、請求事由等については、複数人一括での指定が行える。ただし、個人毎での修正もできる。 No.66 病院、指定施設、特定国外派遣組織等からの受領を、複数人一括で行える。 No.67 病院、指定施設、特定国外派遣組織等からの返票を、複数人一括で行える。 No.68 施設の宛名ラベル発行を行う。 ※施設および出力枚数の指定が行える。	不在者登録>施設投票>施設投票用紙請求者一括登録 No.33 1つの施設から大量の請求があった場合の入力を効率化する為、請求・交付を登録する者について、 <b>CSV形式データから一括登録</b> することができること。  不在者登録>施設投票>白票返戻者把握 No.34 <b>施設内の選挙人が白票返戻者か、未投票者が一目で把握することが可能であること。</b>	選挙（投票受付）>投票受付>不在者投票交付>施設一括交付 No.10-4 施設に対して一括で不在者投票の交付を行なえる。  選挙（投票受付）>投票受付>不在者投票受理>施設一括受理 No.10-7 施設に対して一括で不在者投票の受理を行なえる。  選挙（投票受付）>投票受付>不在者投票受理>施設受理状況照会 No.10-9 <a href="#">施設毎の交付・受理の状況を表示できる。</a>

【対比表】標準仕様書（機能） 在外選挙管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧				
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社		
選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の名称を記載	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能（仕様書たき台）を設定した考え方・理由を記載	機能と業務フローとの対応を記載	サンプルとして選定した自治体の機能要件を転記。 他団体と差異のある要件について赤文字下線で記載 類似要件であるが、標準モデルの要件として明記していない内容について、青文字下線で記載 一文に複数要件が記載しており、他のセルの要件と紐づく場合（当該セルの要件紐づけは対象外の内容）には、青色文字にて記載							サンプルとして選定したベンダの機能一覧を転記。				
11. 在外選挙人													Access管理のため転記対象外とします。		
11.1. 在外選挙人申請															
11.1.1	登録申請管理	在外選挙人名簿登録申請及び登録移転申請のあった者について、受理された申請情報に基づき申請者情報（氏名、生年月日、性別、最終住所、本籍等）及び申請情報（国名、申請日、申請受理日等）の管理（登録・修正・削除）ができること。	公職選挙法第四章の二の規定に基づき、在外選挙人名簿登録に関する照会への対応のため、申請書のイメージ及び申請のステータスを管理する。 申請書のイメージについては宛名出力、署名の照会等に用いる。 なお、住記システム等他システムとの連携については、各自治体の状況を踏まえて、標準仕様への記載は実施しない。	§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・在外選挙人名簿登録申請のあった者について、申請を受理した段階で、下記A～Bの情報を予備登録することにより、登録資格の可否によらず登録申請中の段階からデータ管理できるものとする A) 申請者氏名 B) 生年月日、性別 C) 最終住所 D) 本籍地 E) 籍由領事館、国名 F) 申請年月日 G) 申請受理日 ・在外選挙人名簿登録申請のあった者うち、最終住所登録による申請者の場合は、 <u>新住居との連携により、申請者の海外転出時点の氏名、生年月日、住所、本籍、海外転出日を自動的に登録画面に反映でき、必要に応じてその内容を修正して登録する設計となっているものとする</u> (3) イメージ管理機能 ・在外選挙人名簿登録申請書表面の「署名欄」、「現住所欄」、「住所以外の送付先欄」および裏面、また、在外選挙人証記載事項等変更届出書の「署名欄」、「新住所欄」、「新たな住所以外の送付先欄」の各記載事項をスキャナによって読み取り、データベースでイメージ管理できるものとする ・イメージ取り込み作業は、読み取り部分の自動切り出し機能により作業の効率化の工夫が図られているものとする ・データベースに登録した「住所欄」、「住所以外の送付先欄」のイメージは、在外選挙人証およびEMS用宛名シールに任意の縮尺により転写できるものとする  <ヒアリング結果より> 在外選挙管理委システムと住民記録システムが連携しているという認識で問題ないか。また、当該システムがその他選挙人名簿システムや、他のサブシステムと連携している場合はあるか。 →出国時申請において対象を検索できるよう選挙人名簿情報をコピーして活用しているが、その連携は存在しない。	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	選挙>在外選挙人管理>在外選挙人管理 No.89 在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 ●平常時・選挙時ともに在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。  <ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人申請 No.19 在外選挙人の申請情報の入力を行い、在外選挙人照会通知の出力ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人管理 No.1 在外選挙申請者を登録、検索、修正、削除等が可能であること。  在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人名簿登録申請書のイメージ管理 No.4 「在外選挙人名簿登録申請書」をイメージ化し、住所や署名欄を在外選挙人証やタックシールに印字することが可能であること。	選挙(在外選挙) > 在外選挙処理> 在外・資格異動 > 在外・資格申請 No.17-1 在外選挙の資格申請ができる。  選挙(在外選挙) > 在外選挙処理> 在外・資格異動 > 在外・資格申請取消 No.17-2 在外選挙の資格申請取消ができる。			
		在外公館における在外選挙人名簿登録申請情報に基づき、本籍地宛てに公職選挙法施行令第23条の5第1項に基づく登録資格確認の照会文書の出力ができること。	公職選挙法施行令第23条の5第1項の記載に基づき、本籍地市町村への登録資格照会用の文書出力を行う。 なお、送付用宛名ラベルの出力機能は共通要件にて定義する。	§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・在外選挙人名簿登録申請のあった者について、本籍地宛てに公職選挙法施行令第23条の5第1項にもとづく登録資格確認の照会文書および送付用宛名シールを出力できるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人申請 No.19 在外選挙人の申請情報の入力を行い、在外選挙人照会通知の出力ができること。					
		登録資格照会の結果、資格を有しない場合には、その旨を管理（登録）できること。 また、公職選挙法施行令第23条の6に基づく登録しなかった旨の通知文書を出力できること。	公職選挙法施行令第23条の六第1項の記載に基づき、本籍地市町村へ登録しなかった旨の通知文書出力を行う。 なお、送付用宛名ラベルの出力機能は共通要件にて定義する。	§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・登録資格の確認の結果、登録資格のなかった者について、登録しなかった理由の必要事項を入力でき、公職選挙法第23条の6にもとづく登録しなかった旨の通知文書出力できるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果より> 登録の区分(却下)として状態管理が可能である。却下の利用等の入力管理が必要な場合は備考欄を利用する。 また通知については印刷可能となっている。					
11.2. 在外選挙人管理															
11.2.1	登録管理	申請に基づき登録された在外選挙人について、氏名、生年月日、性別、国外住所、登録日等の管理（登録）ができること。	公職選挙法第三十条の三の記載に基づき、在外選挙人の情報を管理する。 修正・削除に関する機能についてはそれぞれ11.2.4.4、11.2.7にて定義し、本項の記載からは除外する。	§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・登録資格を確認できた者について、登録年月日、登録決裁の番号等の必要事項を入力でき、本籍地戸籍担当課あてにその者を在外選挙人名簿に登録した旨の通知文書出力できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	選挙>在外選挙人管理>在外選挙人管理 No.89 在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 ●平常時・選挙時ともに在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。  <ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請却下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。	名簿管理システム>特定選挙人管理>在外選挙人証 交付管理>在外選挙人証交付管理 No.67 在外選挙人証交付者を管理できること。また有効期限についても管理ができること。  在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証番号管理 No.2 独自の在外選挙人証番号の登録・管理が可能であること。	選挙(在外選挙) > 在外選挙処理> 在外・資格登録 No.17-3 在外選挙の資格登録ができる。			
		在外選挙人の登録情報を基に、在外選挙人証を出力できること。	公職選挙法第三十条の六の記載に基づき、在外選挙人に交付すべき在外選挙人証を出力する。	§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・在外選挙人名簿に登録した者について、在外選挙人証および在外選挙人名簿を出力できるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請却下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。  (要望) 在外選挙人>在外選挙人証作成 No.2 在外選挙人証の発行ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証番号管理 No.2 独自の在外選挙人証番号の登録・管理が可能であること。				
		本籍地宛てに在外選挙人登録した旨の通知文書を出力できること。	住民基本台帳法第17条の二第二項の記載に基づき、本籍地宛てに在外選挙人登録した旨の通知文書出力する。なお、送付用宛名ラベルの出力機能は共通要件にて定義する。	§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・登録資格を確認できた者について、登録年月日、登録決裁の番号等の必要事項を入力でき、本籍地戸籍担当課あてにその者を在外選挙人名簿に登録した旨の通知文書出力できるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理 No.6 照会先自治体、在外公館、在外選挙人向けの各種帳票の印刷機能を有していること。					

【対比表】標準仕様書（機能） 在外選挙管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
11.2.4	訂正 記載事項変更届出書の受理、本籍地からの通知による在外選挙人情報の変更について、氏名、生年月日、性別、国外住所、登録日等の情報の管理（修正）ができること。	公職選挙法施行令第23条の7第2項に基づく在外選挙人名簿登録者から在外選挙人証記載事項変更届出書を受理した場合、その届出にもとづき、在外選挙人名簿の登録内容の修正、及び新たな在外選挙人証および変更内容を反映した在外選挙人名簿の作成を可能とする。また、公職選挙法第30条の1第1項に基づく在外選挙人名簿登録者の本籍地からの通知により、戸籍の内容等が変更されたことがわかった場合、その通知にもとづき、その理由、届出日等を登録したうえで在外選挙人名簿の登録内容を修正できること、また、経由領事館あてに記載事項を変更した旨の通知文書を送付し、変更内容を反映した在外選挙人名簿の再交付ができるものとする。		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ③記載事項変更等の事務 ・在外選挙人名簿登録者から在外選挙人証記載事項変更届出書を受理した場合、その届出にもとづき、在外選挙人名簿の登録内容を修正でき、新たな在外選挙人証および変更内容を反映した在外選挙人名簿を作成できるものとする ・在外選挙人名簿登録者の本籍地からの通知により、戸籍の内容等が変更されたことがわかった場合、その理由、届出日等を登録したうえで在外選挙人名簿の登録内容を修正できること、また、経由領事館あてに記載事項を変更した旨の通知文書を送付し、変更内容を反映した在外選挙人名簿の再交付ができるものとする ④在外選挙人証交付管理機能 ・在外選挙人証の交付履歴を管理でき、在外選挙人証記載事項変更届出に伴う在外選挙人証の交付をおこなう場合には、新たに在外選挙人証交付番号を付番できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請却下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。			選挙（在外選挙）>在外選挙処理>在外・資格異動>在外・資格訂正 No.17-4 在外選挙の資格訂正ができる。
11.2.5	在外選挙人情報の修正を反映した在外選挙人証を出力できること。	在外選挙人証の新規交付と同様、記載事項の修正においても、システムによる出力を可能とする。		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ③記載事項変更等の事務 ・在外選挙人名簿登録者から在外選挙人証記載事項変更届出書を受理した場合、その届出にもとづき、在外選挙人名簿の登録内容を修正でき、新たな在外選挙人証および変更内容を反映した在外選挙人名簿を作成できるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請却下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。			選挙（在外選挙）>在外選挙処理>在外・資格異動>在外・再交付・記載事項変更 No.17-6 在外選挙の再交付・記載事項変更ができる。  選挙（在外選挙）>在外選挙処理>在外・資格異動>在外・再交付・記載事項変更（取消） No.17-7 在外選挙の再交付・記載事項変更の取消ができる。
11.2.6	経由領事館宛てに、記載事項の変更の通知文書を送出できること。	公職選挙法施行令第23条の14第3項に基づき在外選挙人証の記載事項を変更した場合には経由領事館宛てに通知文書を送出する。なお、送付用宛先ペルの出力機能は共通要件にて定義する。		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ③記載事項変更等の事務 ・在外選挙人名簿登録者の本籍地からの通知により、戸籍の内容等が変更されたことがわかった場合、その理由、届出日等を登録したうえで在外選挙人名簿の登録内容を修正できること、また、経由領事館あてに記載事項を変更した旨の通知文書を送付し、変更内容を反映した在外選挙人名簿の再交付ができるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請却下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>照会・通知文印刷機能 No.6 照会先自治体、在外公館、在外選挙人向けの各種情報の印刷機能を有していること。		
11.2.7	抹消 公職選挙法第三十条の十一（死亡、国籍喪失、国内で新たな住民票ができてから4か月を経過したとき、誤登録が明らかとなったとき）に該当する者について、在外選挙人情報の管理（削除）ができること。	公職選挙法第30条の11に記載の下記事由に基づく在外選挙人情報の抹消を行う。 ・在外選挙人名簿登録者が、死亡または国籍を喪失したことがわかった場合 ・在外選挙人名簿登録者の住民票が国内の市区町村において新たに作成されたことが判明し、4ヶ月経過した場合 ・在外選挙人名簿登録者のうち、登録の際に登録されるべきでなかったことがわかった場合		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ②抹消事務 ・在外選挙人名簿登録者が、死亡または国籍を喪失したことがわかった場合、その旨を登録でき、抹消対象者一覧で出力できるものとする ・在外選挙人名簿登録者の住民票が国内の市区町村において新たに作成されたことが判明し、4ヶ月経過した場合、その住民票が作成された日を登録でき、その日から4ヶ月を経過した者については、抹消対象者一覧で出力できるものとする ・在外選挙人名簿登録者のうち、登録の際に登録されるべきでなかったことがわかった場合、その理由を登録でき、抹消対象者一覧で出力できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請却下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。			選挙（在外選挙）>在外選挙処理>在外・資格異動>在外・資格抹消 No.17-5 在外選挙の資格抹消ができる。
11.2.8	本籍地、経由領事館宛てに在外選挙人登録を抹消した旨の通知文書を送出できること。	公職選挙法施行令第23条の14第1項、住民基本台帳法第17条の2第2項の規定に基づき、領事館、本籍地宛てに在外選挙人登録を抹消した旨の通知文書を送付する。		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ④在外選挙人証の再交付管理機能 ・在外選挙人名簿から抹消した者について、経由領事館および本籍地あてに抹消した旨とその理由を付した通知文書を送出できるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請却下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>照会・通知文印刷機能 No.6 照会先自治体、在外公館、在外選挙人向けの各種情報の印刷機能を有していること。		
再交付	在外選挙人からの在外選挙人証再交付申請受理情報に基づき、再交付申請情報（再交付申請日、交付日、再交付事由（破損、滅失、その他）の管理（登録・修正・削除）ができること。	公職選挙法施行令第23条の8第1項に基づく在外選挙人からの在外選挙人証再交付申請を受理し、その情報の登録を行う。なお、業務効率化の観点から受理された申請情報のみ管理する。		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ④在外選挙人証の再交付管理機能 ・在外選挙人証の再交付申請に伴う在外選挙人証の再交付をおこなう場合には、その理由、申請日等を登録でき、新たに在外選挙人証交付番号を付番できるものとする ・届出による在外選挙人証の再交付をおこなう場合には、届出による届と再交付の日付を登録できるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果より> 在外選挙人名簿情報登録者については、在外選挙人証は何度でも印刷が可能である。再交付専用の機能は有していない。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証再交付 No.3 再交付について、 <b>名簿登録履歴管理・再登録・旧登録抹消管理等が可能であること。</b>		選挙（在外選挙）>在外選挙処理>在外・資格異動>在外・再交付・記載事項変更 No.17-6 在外選挙の再交付・記載事項変更ができる。
11.2.9	再交付申請情報に基づき在外選挙人証の再交付ができること。	在外選挙人証の新規交付と同様、再交付においても、システムによる出力を可能とする。		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ④在外選挙人証の再交付管理機能 ・在外選挙人証の再交付申請に伴う在外選挙人証の再交付をおこなう場合には、その理由、申請日等を登録でき、新たに在外選挙人証交付番号を付番できるものとする ・届出による在外選挙人証の再交付をおこなう場合には、届出による届と再交付の日付を登録できるものとする	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当情報の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果より> 在外選挙人名簿情報登録者については、在外選挙人証は何度でも印刷が可能である。再交付専用の機能は有していない。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証再交付 No.3 再交付について、 <b>名簿登録履歴管理・再登録・旧登録抹消管理等が可能であること。</b>		選挙（在外選挙）>在外選挙処理>在外・資格異動>在外・再交付・記載事項変更 No.17-6 在外選挙の再交付・記載事項変更ができる。
11.2.10	返納 在外選挙人証の返納日付及び理由を管理（登録）できること。	令第二十三条の九に基づく在外選挙人証の返納があった場合には、返納日および理由を登録できるものとする。		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ④在外選挙人証の再交付管理機能 ・在外選挙人証の返納があった場合には、返納日および理由を登録できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	(登録管理要件の記載より、返納機能についても搭載されていると判断できる。)			選挙（在外選挙）>在外選挙処理>在外・資格異動>在外・再交付・記載事項変更（取消） No.17-7 在外選挙の再交付・記載事項変更の取消ができる。

【対比表】標準仕様書（機能） 当日投票管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の名称を記載	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能（仕様書たたき台）を設定した考え方・理由を記載	機能と業務フローとの対応を記載	サンプルとして選定した自治体の機能要件を転記。 他団体と差異のある要件について赤文字下線で記載 類似要件であるが、標準モデルの要件として明記していない内容について、青文字下線で記載 一文に複数要件が記載しており、他のセルの要件と紐づく場合（当該セルの要件紐づけとは対象外の内容）には、鼠色文字にて記載							サンプルとして選定したベンダの機能一覧を転記。		
12. 当日投票管理											紙運用のため、対比対象外とします。		
12.3. データ連携（取り込み）				※I社のものと全く同じ							※自治体Dのものと同じ		
12.3.1	当日用名簿抄本連携	（選挙人名簿管理システムと期日前・不在者投票管理システム、当日投票管理システムの構成により異なるが）選挙人名簿管理システムまたは期日前・不在者管理システムのいずれか（※）より、期日前・不在者投票情報が反映された当日用名簿抄本の取り込みができること。  （※）選挙人名簿管理システムと期日前・不在者投票管理システムが同一システムの場合、期日前・不在者投票管理システムから当該データを取り込む可能性を考慮した。	選挙人名簿抄本は選挙人名簿管理システムでの管理を前提とし、選挙人名簿管理システムより当日用選挙人名簿抄本データの取込を行う記載とする。但し、選挙人名簿管理システムと期日前・不在者投票管理システムが同一システムのケースも考慮し、「いずれか」という記載としている。	<ヒアリング結果> 期日前・不在者システムから名簿データの取り込みを行っているため、選挙人名簿管理システムとの連携ではない。		<ヒアリング結果> 当日投票管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。 連携は実施していない。	<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されている。 （同一システムのため、連携とは異なる。）		<ヒアリング結果より> 本機能は搭載されていない。			選挙（当日受付）>当日受付>抄本受渡処理 >受渡データ作成 No.15-1 各投票所毎の当日受付システムへデータを受け渡す準備ができる。  選挙（当日受付）>当日受付>抄本受渡処理 >受渡データ取得 No.15-2 各投票所毎の当日受付システムへデータを取り込める。	

【対比表】標準仕様書（機能） 共通要件

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の名称を記載	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能（仕様書たたき台）を設定した考え方・理由を記載	機能と業務フローとの対応を記載	サンプルとして選定した自治体の機能要件を転記。 他団体と差異のある要件について赤文字下線にて記載 類似要件であるが、標準モデルの要件として明記していない内容について、青文字下線にて記載 一文に複数要件が記載してあり、他のセルの要件と紐づく場合（当該セルの要件紐づけとは対象外の内容）には、鼠色文字にて記載							サンプルとして選定したベンダの機能一覧を転記。		
13. 共通機能													
13.3. 抑止設定													
13.3.1	支援対象者への発行抑止	【実装すべき機能】 支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）が含まれる定時登録用、閲覧用名簿について、該当者の出力を行わないこと。支援措置の期間設定は、住民記録システムと同期すること。	選挙システムにて支援対象者に関する抑止が求められる機能を定義する。	No.1-4-9	§1 名簿調整システム (6) DV等被害者管理機能 ・個人照会画面および各種帳票でDV等被害者であることが確認できるものとする	<ヒアリング結果より> 画面の抑止は可能である。個別の設定及びDV情報を基にした抑止も可能であるが、選挙人名簿システム側での更新や新規追加等の機能はない。	<ヒアリング結果より> DV支援措置対象者については、DV支援措置システムと連動して、選挙側で参照可能としている。 (選挙側での独自DV管理は不要)	<ヒアリング結果より> 選挙人名簿管理：設定・解除可能です。(住民情報システムで一元管理) 該当の方を照会する際に注意喚起のメッセージが表示されます。  期日前・不在者投票管理：投票管理では業務上、DVを管理する必要がないため、管理していません。 選挙業務でDV管理が必要なのは閲覧名簿のみなので、選挙人名簿管理システム側の管理となります。	<ヒアリング結果より> 100文字（全角・半角込み）まで入力可能なメモ機能が搭載されている。	2. 検索 No.9 <a href="#">検索結果の一覧画面にDV・ストーカー支援者が含まれる場合、該当者の住所を非表示にできること。</a>  <ヒアリング結果より> DV情報は住記から連携されるが、選挙人名簿管理システムでの修正が可能である。期日前・不在者システムへは住記からの日報データに入っておらず、連携していない。 また、メモの字数制限は不明である。	<ヒアリング結果より> DV情報は管理可能である。	名簿管理システム>特定選挙人管理 >DV該当者管理>DV該当者管理 No.87 DV届け出のあった者を管理することができること。また名簿への記載について、該当者を印字しないなどの対処ができること。  名簿管理システム>特定選挙人管理 >DV該当者管理>DV該当者一覧出力 No.88 <a href="#">DV該当者の一覧表を出力できること。</a>	